



壱岐市 こども計画

令和7年度～令和11年度



令和7年 3月
壱岐市

「こどもまんなか社会」の実現に向けて



市民皆様には、日頃から児童福祉行政はもとより、市政全般におきまして、多大なるご理解・ご協力をいただいておりますことに、心からお礼申し上げます。

さて、令和2年に策定しました「第2期壱岐市子ども・子育て支援事業計画」が、本年3月をもって5年間の計画期間の満了を迎えることになります。

今回、壱岐市では、令和5年4月に施行された「こども基本法」に基づき、本市におけるこども施策を総合的に推進するため、「こども計画」「子ども・子育て支援事業計画」「次世代育成支援行動計画」「こどもの貧困対策推進計画」「子ども・若者計画」を一体的なものとして、令和7年度から令和11年度までの5年間を計画期間とする「壱岐市こども計画」を策定いたしました。

本計画では「第4次壱岐市総合計画」において掲げている「未来を育む子育てと学びの島」という本市のめざす姿を基に、「ゆとりとやさしさと輝く未来ある島 壱岐 ～こどもと若者の希望がかなう つながり ささえあう島づくり～」を将来像としており、SDGsの17のゴールのうち「質の高い教育をみんなに」など、10のゴールを目指すこととしております。

壱岐のすべてのこども・若者たちが、将来にわたって自分らしく幸せな生活を送ることができるよう、また、子育て家庭はもちろんのこと、すべての市民の皆様が家庭や子育てに夢を持ち、喜びを感じられるよう、様々な取組やサービスの充実を推進してまいりますので、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

結びに、本計画の策定に際しまして、貴重なご意見やご提言を賜りました「壱岐市子ども・子育て会議」の委員皆様をはじめ、ニーズ調査などにご協力いただきました関係者皆様に、心からお礼を申し上げ、策定にあたっての挨拶といたします。

令和7年3月

壱岐市長 篠原 一生

(目次)

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨・背景等	1
2 計画の法的根拠と位置付け	5
3 計画の期間	6
4 計画の対象	7
5 計画の策定体制	7
第2章 韋岐市のこども・若者に関する状況	8
1 統計資料から見る現状	8
2 各種調査結果からみるこども・若者の状況	19
3 第2期子ども・子育て支援事業計画における取組の進捗状況	28
第3章 子ども・子育て支援の基本的な考え方	39
1 基本理念	39
2 基本目標	40
第4章 施策の展開	41
基本目標1 韋岐市の全てのこどもが持つ権利の保障	41
(1) こども・若者の権利の擁護	41
(2) こども・若者の意見表明・参加の促進	41
基本目標2 妊娠から子育てまでの切れ目ない支援体制の充実	42
(1) こどもや母親の健康の確保	42
(2) 小児医療の充実	44
(3) 食育の推進	45
(4) 子育て支援のネットワークづくり	46
(5) 家庭や地域の教育力の向上	47
(6) 地域における子育て支援サービスの充実	49
基本目標3 こどもの成長段階に応じた支援の充実	51
(1) 幼児期の教育・保育サービスの充実	51
(2) こどもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備	52
(3) 児童・生徒の健全育成の推進	54
(4) 思春期保健対策の充実	55

基本目標4 こどもや子育て家庭に対する専門的支援の充実	56
(1) ひとり親家庭の自立支援の推進	56
(2) 障がい児施策の充実.....	56
(3) 経済的支援の推進	58
(4) 児童虐待防止対策の充実.....	59
(5) こどもを取り巻く有害環境対策の推進	59
(6) 不登校やひきこもり対応の充実	60
(7) 地域ぐるみでの居場所づくりの推進	60
(8) こどもを犯罪等の被害から守るための活動の推進	60
(9) 被害にあったこどもの保護の推進	61
(10) こどもの貧困対策の推進	61
基本目標5 こども・若者が希望を持って生きていくための支援の充実.....	62
(1) 次代の親の育成	62
(2) 多様な働き方の実現及び男性を含めた働き方の見直し	62
(3) ヤングケアラーへの支援.....	63
(4) 良質な住宅の確保	63
(5) 良質な居住環境の整備.....	63
(6) 安心して外出できる環境の整備	64
(7) 安全・安心のまちづくりの推進等	64
第5章 量の見込みと確保方策(子ども・子育て支援事業計画)	65
1 子ども・子育て支援法に基づく基本指針の改正への対応	65
2 教育・保育提供区域の設定.....	65
3 教育・保育の量の見込みと提供体制の確保	67
4 地域子ども・子育て支援事業の見込みと提供体制の確保	72
第6章 計画の推進に向けて.....	84
1 計画の推進体制	84
2 計画の達成状況の点検・評価.....	84
3 本計画における目標数値の一覧.....	85

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨・背景等

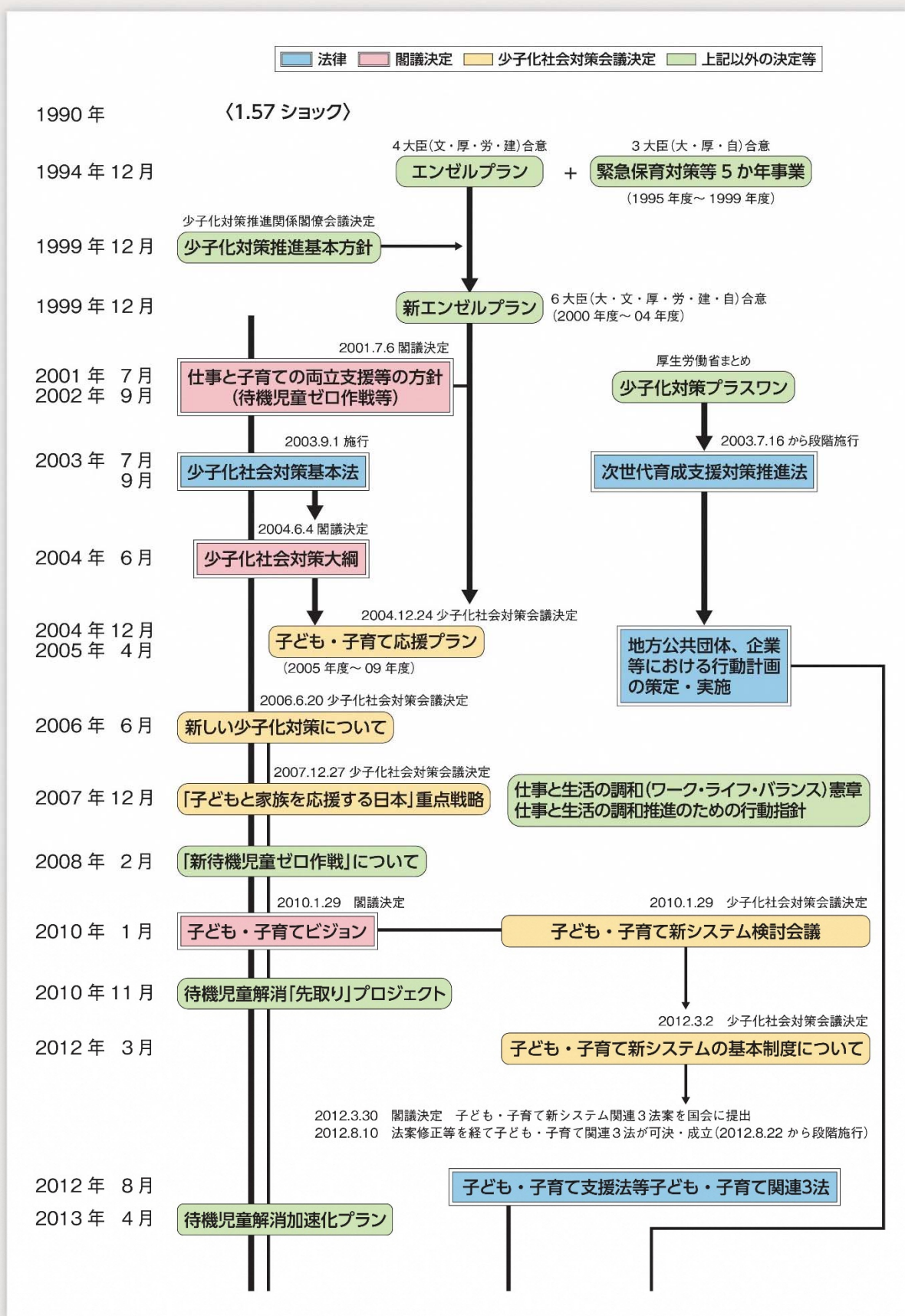
近年、こどもや若者を取り巻く状況は目まぐるしく変化しています。2023（令和5）年の合計特殊出生率は1.20と過去最低を更新し、少子高齢化及び人口減少が加速度的に進行している状況の中、不登校、いじめ、こどもの自殺の増加やこどもの貧困、ヤングケアラー、子育てにおける負担感の増加など、こどもや若者を取り巻く状況は深刻化・複雑化しており、子育てに対する不安や負担、孤立感などが高まっています。そのため、こどもの健やかな成長と子育てについては社会全体で支援していくことが必要とされています。

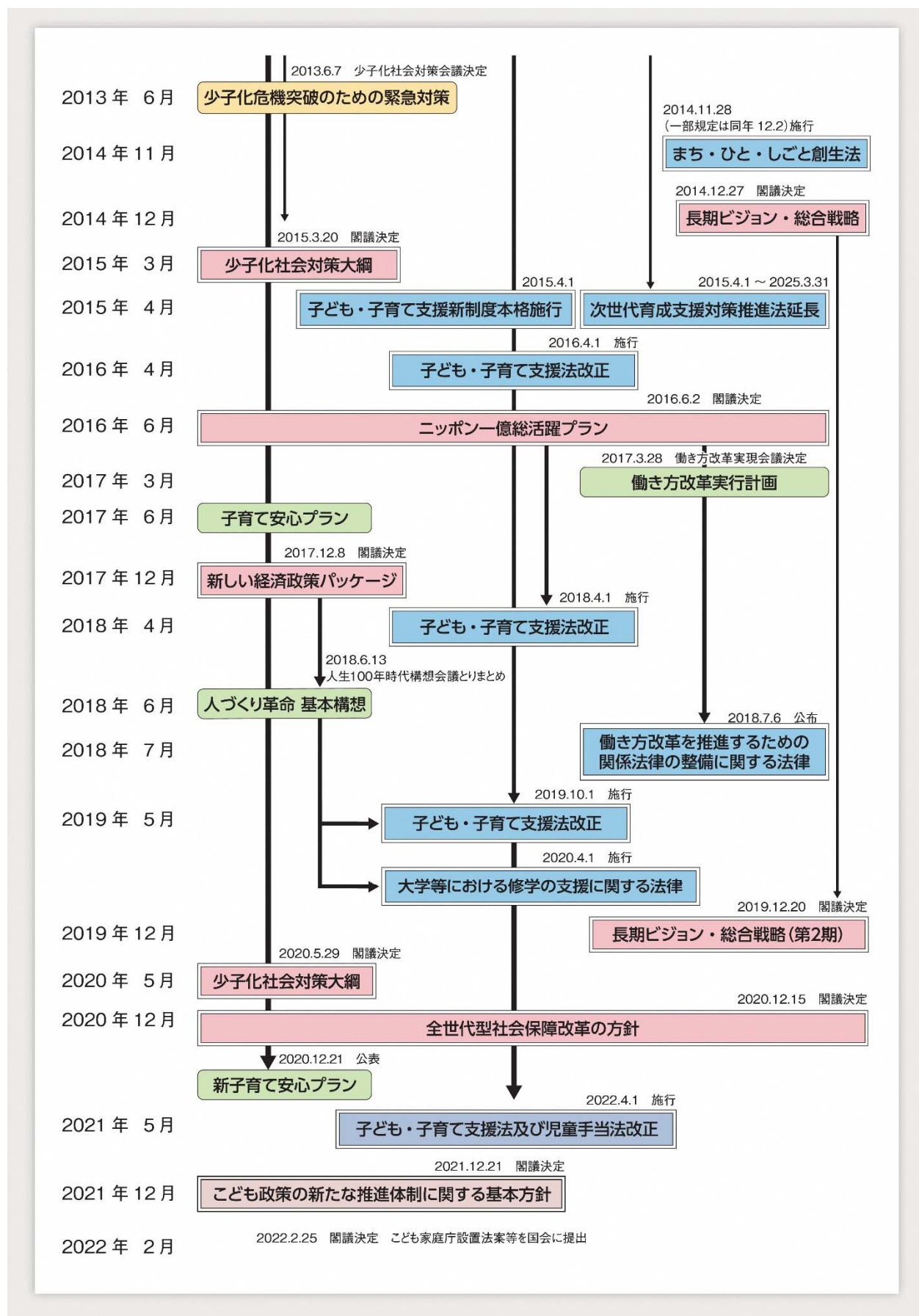
このような中、国においては2023（令和5）年に、子育て支援や環境づくりに関する施策を一元的に推進することを目的として「こども家庭庁」を設置するとともに、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、こどもの心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指すための包括的な基本法として、2023（令和5）年4月に「こども基本法」を施行しました。さらに「こども基本法」に基づき、2023（令和5）年12月に、政府全体のこども施策の基本的な方針等を定める「こども大綱」を閣議決定しました。

壱岐市においては、2015（平成27）年に「壱岐市子ども・子育て支援事業計画」、2020（令和2）年に「第2期壱岐市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、就学前の教育・保育について必要な量を定めるとともに、就学前のこどもの一時預かり事業や地域子育て支援拠点事業などの様々な子育て支援の事業についても提供体制を整備してきました。また、地域の実情に応じた質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業が総合的かつ効率的に提供されるよう、様々な施策を計画的・総合的に推進してきました。

このたび「第2期壱岐市子ども・子育て支援事業計画」の計画期間が2024年度で満了となることから、これまでの取組やサービスの内容を継承・発展するとともに、次代の社会を担う全てのこどもが将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指すことを目的とした「こども基本法」に基づく「壱岐市こども計画」として新たに策定し、本市のこども・若者に向けた施策を総合的かつ強力に推進することとします。

■これまでの少子化対策の取組





資料：内閣府資料

■近年のこども計画に関する国の動向

年月	法令等の動き	内容
令和 4(2022)年 (R4.6.8 成立、 R6.4.1 施行)	児童福祉法の改正	○こども家庭センターの設置(児童福祉と母子保健の一体的支援を行う機能を有する機関) ○訪問による家事支援、児童の居場所づくりの支援、親子関係の形成の支援等を行う事業をそれぞれ新設 等
令和 4(2022)年 (R4.6.15 成立、 R5.4.1 施行)	「こども基本法」の成立	市町村は、国の大綱と都道府県こども計画を勘案して、市町村こども計画を作成するよう、それぞれ、努力義務が課せられる(第10条)
令和 5(2023)年 4月1日	こども家庭庁の創設	こどもの権利を保障し、こどもを誰一人取り残さず、健やかな成長を社会全体で後押しするための新たな司令塔として、こども家庭庁を創設
令和 5(2023)年 6月2日	こどもの自殺対策緊急強化プランのとりまとめ	「リスクの早期発見」、「適切な対応」、「要因分析」により、「こどもが自ら命を絶つことのない社会の実現」を目指す
令和 5(2023)年 12月22日	こども大綱 閣議決定	「こどもまんなか社会」～全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会～の実現
	こども 未来戦略の策定	～「日本のラストチャンス」2030年に向けて～ 3つの基本理念 (1)若い世代の所得を増やす (2)社会全体の構造・意識を変える (3)全てのこども・子育て世帯を切れ目なく支援する
	幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン(はじめの100か月の育ちビジョン)閣議決定	目的:全てのこどもの誕生前から幼児期までの「はじめの100か月」から生涯にわたるウェルビーイング(身体的・精神的・社会的に幸せな状態)の向上にとって最重要
	こどもの居場所づくりに関する指針の策定	4つの基本的な視点 【ふやす】～多様なこどもの居場所がつくられる～ 【つなぐ】～こどもが居場所につながる～ 【みがく】～こどもにとって、より良い居場所となる～ 【ふりかえる】～こどもの居場所づくりを検証する～
令和 6(2024)年 5月24日	自治体こども計画策定のためのガイドライン	先行事例を調査して取りまとめたものであり、今後自治体において、こども基本法に基づき、自治体こども計画の策定を進める際の参考にしていただくことを目的に作成
令和 6(2024)年 (R6.6.5 成立、 R5.6.12 より段階的に施行)	「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律案」が可決・成立	「児童手当」の拡充 「出産・子育て応援交付金」の恒久化 「育児休業給付」の拡充 「こども誰でも通園制度」の運用開始 等 財源の一部「子ども・子育て支援金」
令和 6(2024)年 (R6.6.19 成立、 R6.9.25 施行)	子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部改正	法律の題名の変更(「こどもの貧困の解消に向けた対策推進法」に変更) 将来のこどもの貧困を防ぐこと」が新設 等

2 計画の法的根拠と位置付け

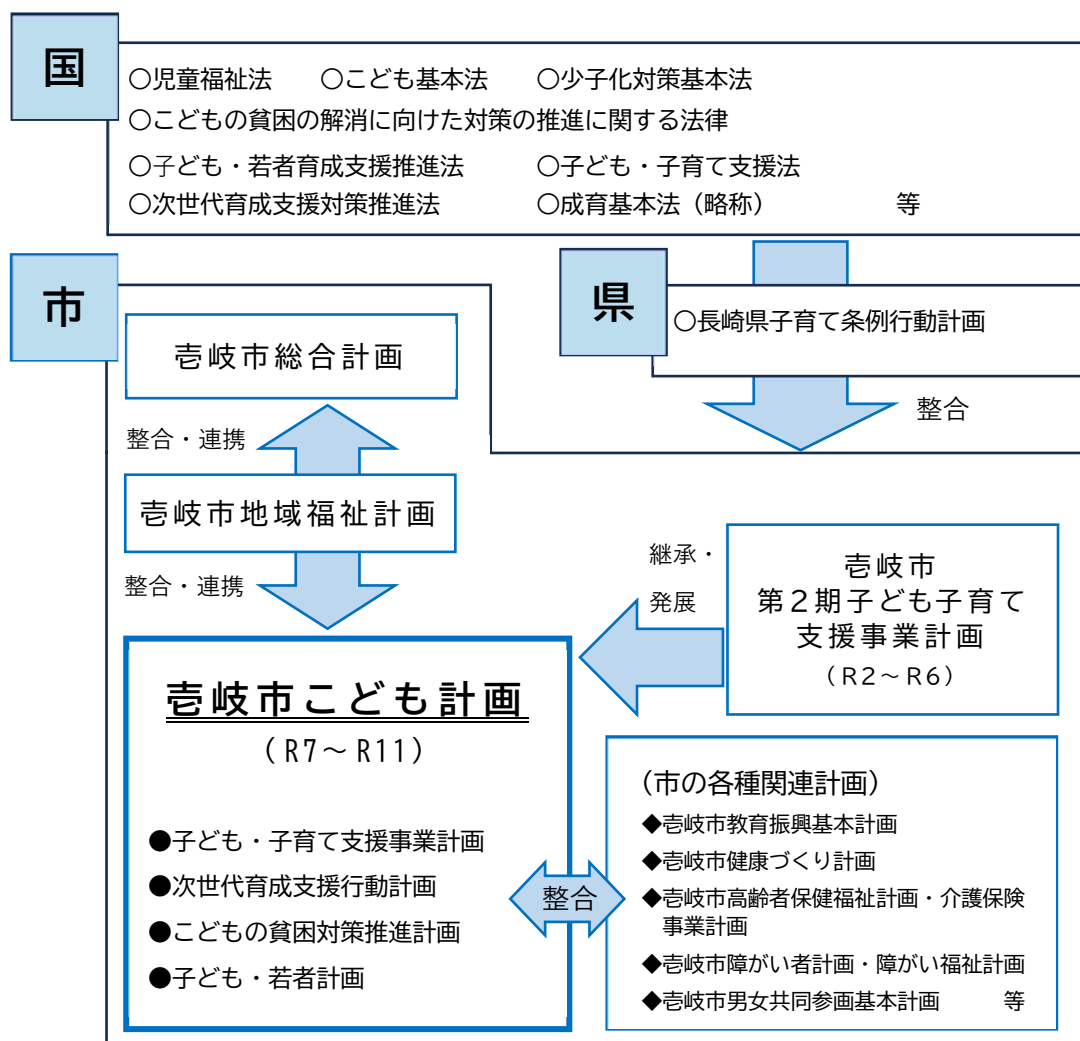
(1) 法的位置づけ

本計画は、こども基本法第10条第2項に基づく「市町村こども計画」、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」、次世代育成支援対策推進法第8条第1項に基づく「次世代育成支援対策の実施に関する計画（市町村行動計画）」、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条第2項に基づく「市町村こどもの貧困対策推進計画」、子ども・若者育成支援推進法第9条第2項に基づく「市町村子ども・若者計画」を包含した計画です。

(2) 壱岐市の計画体系における位置づけ

本計画は「壱岐市総合計画」を最上位計画とし、「壱岐市地域福祉計画」を上位計画とする子ども・子育て・若者支援分野の個別計画として位置づけられる計画です。

また、「壱岐市教育振興基本計画」、「壱岐市健康づくり計画」、「壱岐市男女共同参画基本計画」といった他の個別計画と整合性がとれた計画とします。



(3) 本市におけるSDGs達成に関する位置づけ

「SDGs」は、2015年9月の国連サミットにおいて、全会一致で採択された、持続可能な世界を実現するための2030年までの世界の開発目標です。本市においても、SDGs達成に向けて、様々な取組を進めています。

本計画の内容については、SDGsの17のゴールのうち、以下に示すゴールにつながるものです。本市におけるSDGsの達成に向けて、本計画の取組を推進します。



3 計画の期間

本計画は、計画期間を令和7年度から令和11年度までの5年間とします。また、目標の達成状況を評価し、中間年度である令和9年度に進捗状況を点検し、必要に応じて見直しを行うものとします。

令和 2年度 (2020)	令和 3年度 (2021)	令和 4年度 (2022)	令和 5年度 (2023)	令和 6年度 (2024)	令和 7年度 (2025)	令和 8年度 (2026)	令和 9年度 (2027)	令和 10年度 (2028)	令和 11年度 (2029)
第2期 吉崎市子ども・子育て支援事業計画					吉崎市こども計画				
			中間 見直し	計画策定 作業			中間 見直し		計画策定 作業

4 計画の対象

本計画の対象は、本市で暮らすこども（0歳～概ね18歳まで）と子育て家庭（妊娠・出産期を含む）及び若者（概ね18歳から概ね40歳未満）を主たる対象とします。

また、取組によっては、市民、地域で活動する団体、企業や事業者などすべての個人及び団体が連携や支援の対象となります。

5 計画の策定体制

（1）壱岐市子ども・子育て会議における審議

本計画は、壱岐市の附属機関である「壱岐市子ども・子育て会議」を開催し、本市の子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項（本計画に掲げる事項）及び施策の実施状況（計画の進捗管理）について、調査・審議しました。

（2）各種調査の実施

本計画の策定にあたり、こどもや若者の現状や子育て支援に関する実態・要望等を把握し、計画策定における基礎資料とすることを目的に、就学前児童・就学児童の保護者、小学5年生・中学2年生・高校2年生・その保護者、若者（40歳未満の市民）を対象としたアンケート調査を実施しました。

調査の種類によっては、解答方法の選択肢を広げることを目的としてインターネットによる回答にも対応するなど、回収率の向上に努めました。

（3）こどもの意見聴取

こどもの意見を把握し計画に反映させることを目的として、小学5年生から高校3年生の児童・生徒を対象とした「壱岐市 こども・若者ワークショップ」及び「こどもパブリックコメント」を実施しました。

（4）パブリックコメントの実施

本計画の策定にあたり、住民の意見を反映するため、パブリックコメントを実施しました。

第2章 壱岐市のこども・若者に関する状況

1 統計資料から見る現状

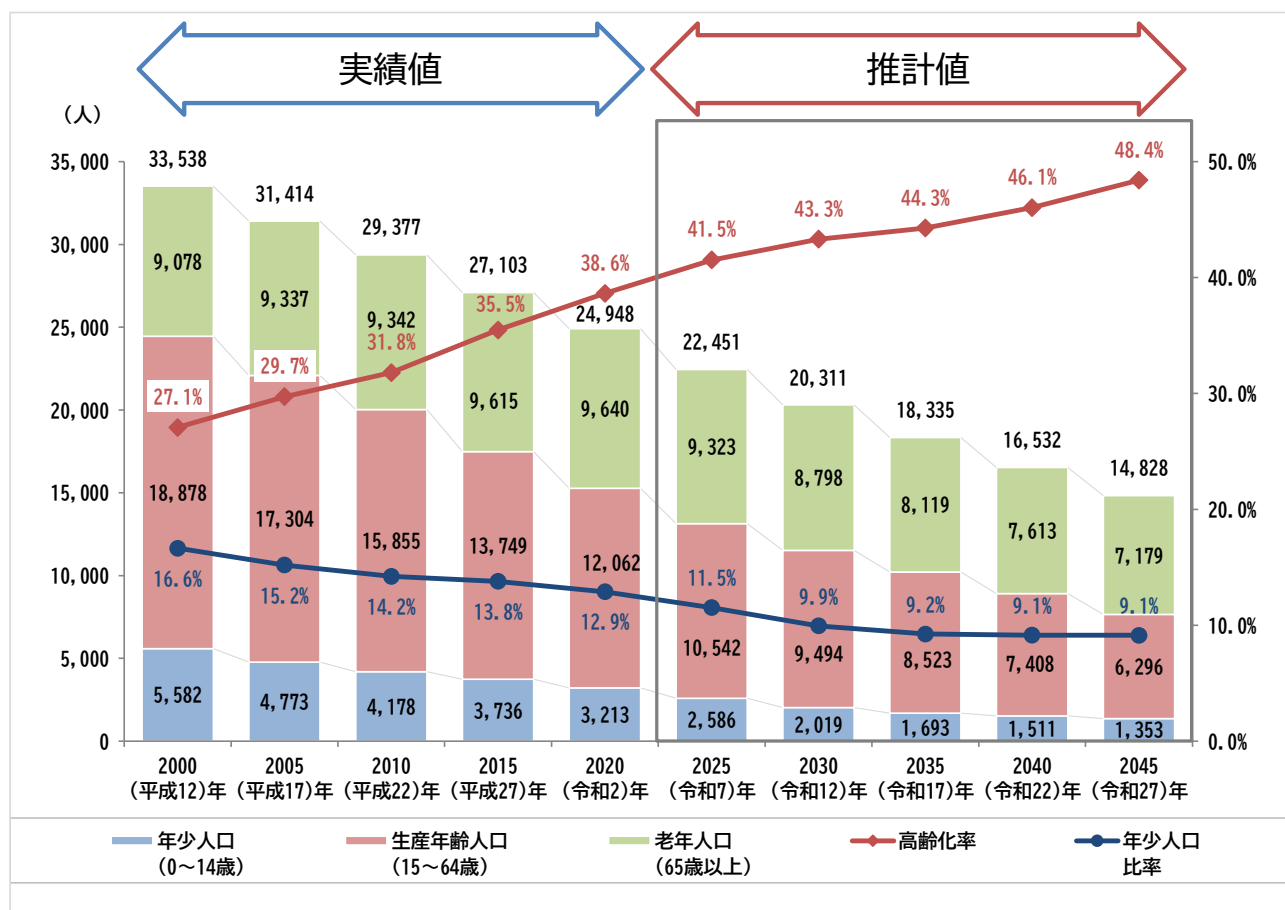
(1) 人口の動向

①人口の推移と今後の推計（年齢3区分別）

本市の人口は年々減少しており、令和2年の国勢調査によると24,948人となっています。年齢3区分別にみると、年少人口、生産年齢人口は年々減少傾向にある一方、老年人口は増加傾向となっています。

年少人口比率も年少人口減少に伴い同様に減少傾向となっており、令和12年以降は10%を切ることが予想されます。

尚、第4次壱岐市総合計画では、2050（令和32）年の人口目標を20,000人としています。下記で示している社会保障・人口問題研究所の推計では20,000人を大きく下回っていることから、本計画の推進は目標達成に向けて大きな役割を担っています。

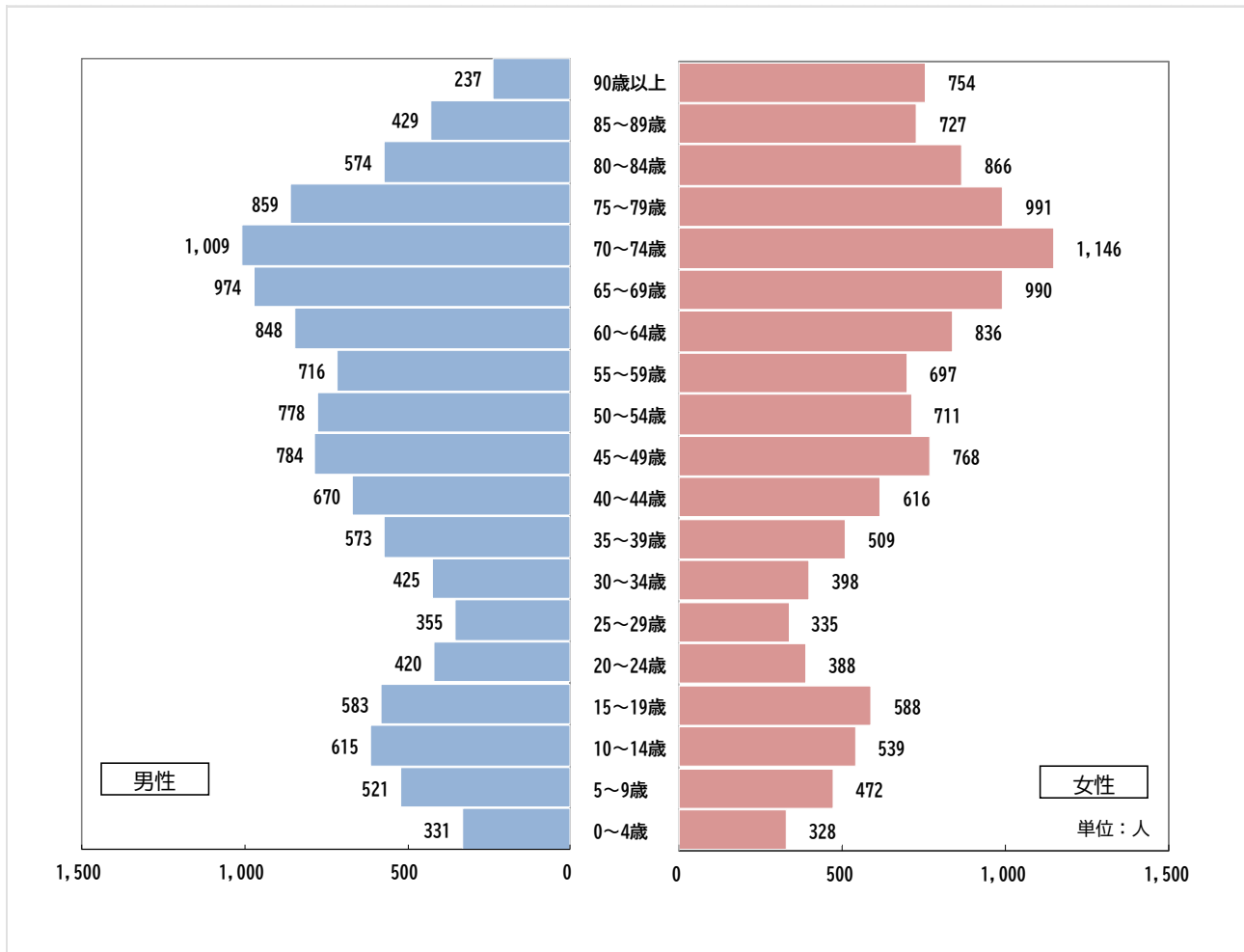


出典：国勢調査（平成12年～令和2年）、社人研（令和7年～令和27年）

②人口ピラミッド

本市の人口は 70～74 歳が最も多く、年齢が下がるにつれて人口も減少傾向となっていますが、19 歳以下の人口は 20 代より多くなっています。

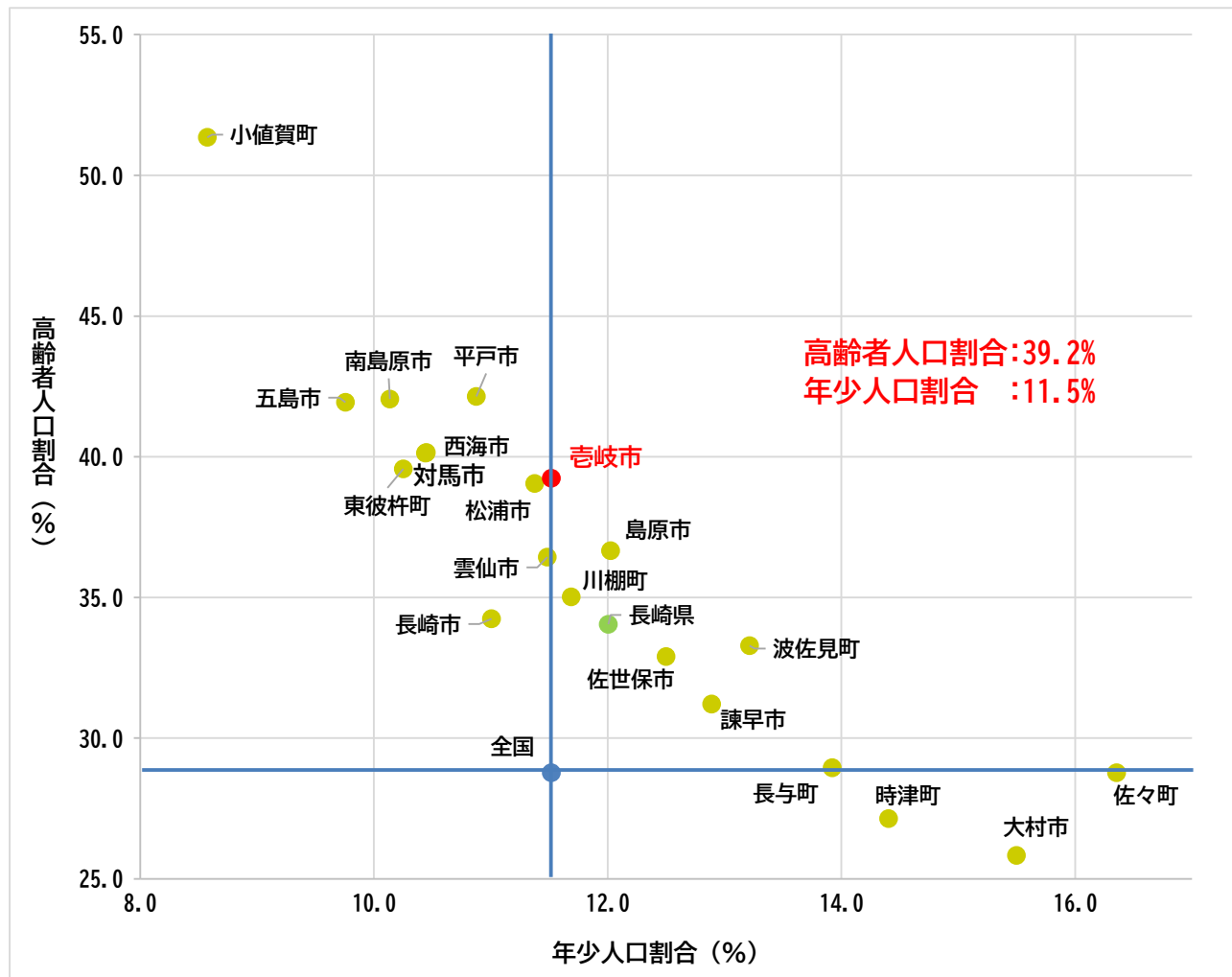
また、40 歳以下の若者の状況では、20 歳から 34 歳の年齢層で大きく減りが見られ、この年齢層の市外への人口流出が多い様子がうかがえます。



出典：住民基本台帳（令和6年1月1日）

③市町村別人口割合の分布

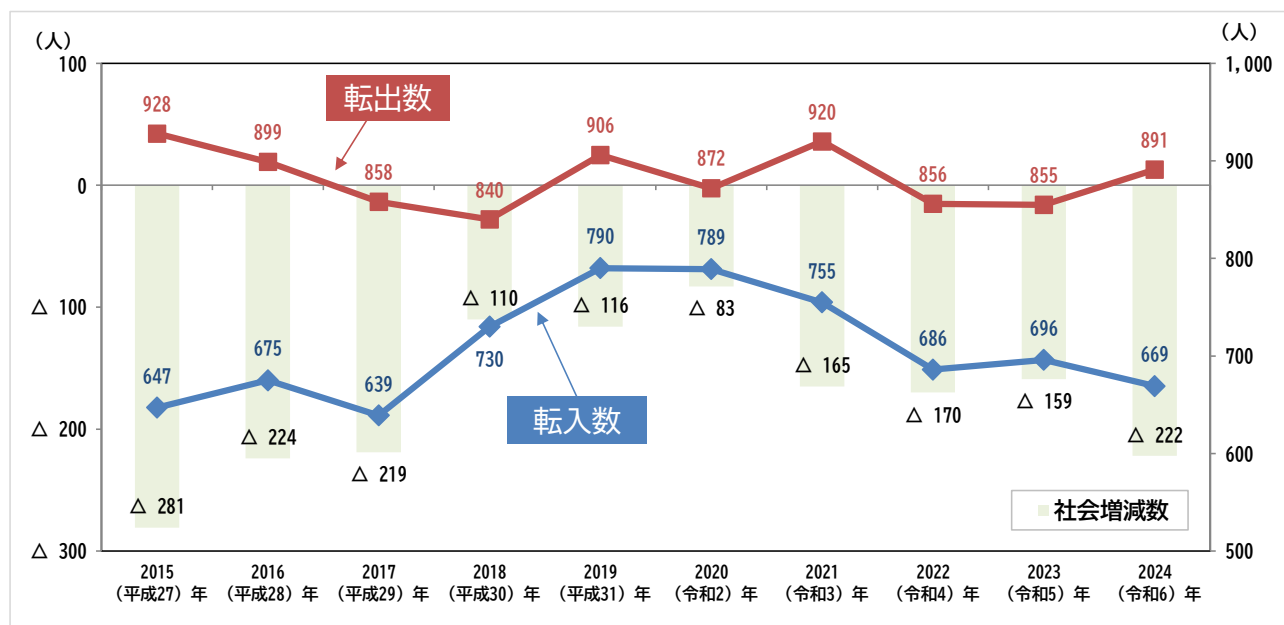
壱岐市の少子高齢化の状況をみると、令和 6 年の年少人口は 11.5%と全国と同じで県より低くなっています。



出典：住民基本台帳（令和 6 年 1 月 1 日）

④転入・転出の推移（社会増減）

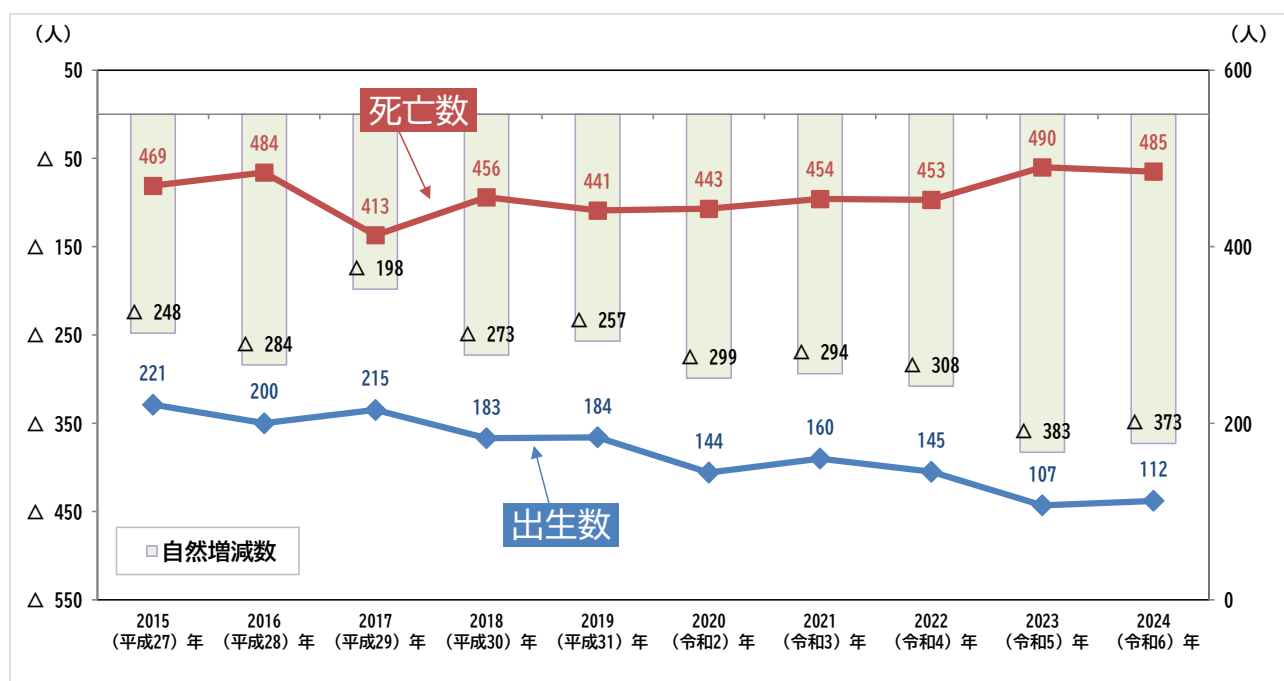
本市では転出者数が転入者数を上回っており、特に令和2年以降は転入数の減少による人口減少傾向となっています。



出典：住民基本台帳（各年1月1日）

⑤出生・死亡の推移（自然増減）

出生・死亡の推移をみると、死亡数は微増傾向、出生数は減少傾向となっています。

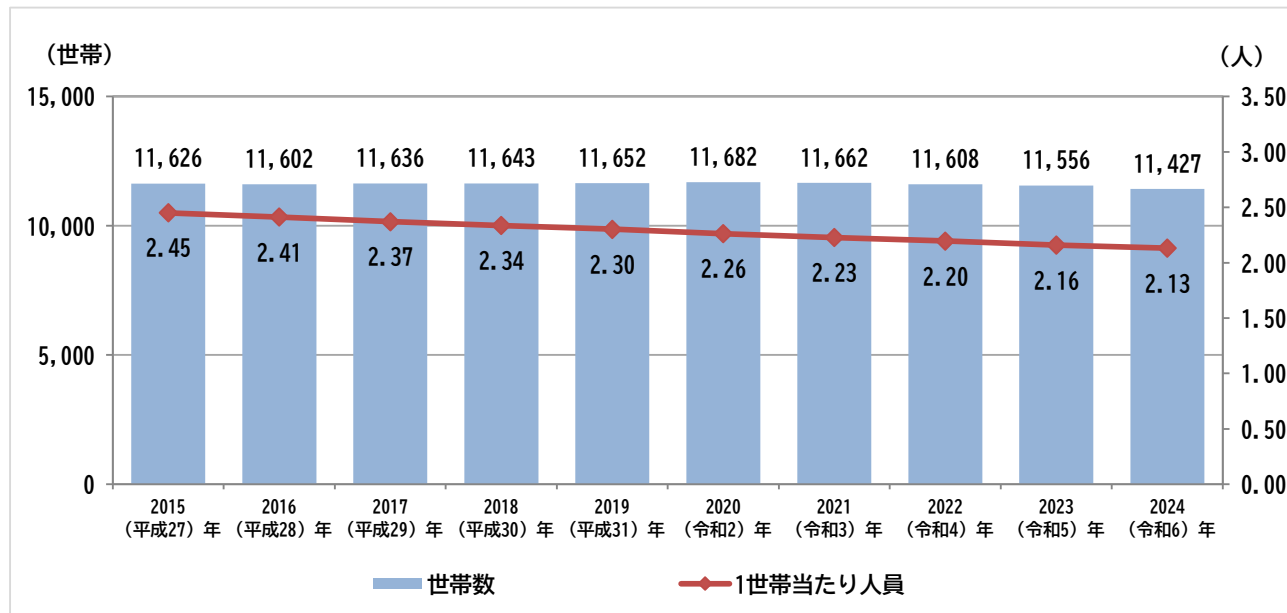


出典：住民基本台帳（各年1月1日）

(2) 世帯数の動向

①世帯数の推移

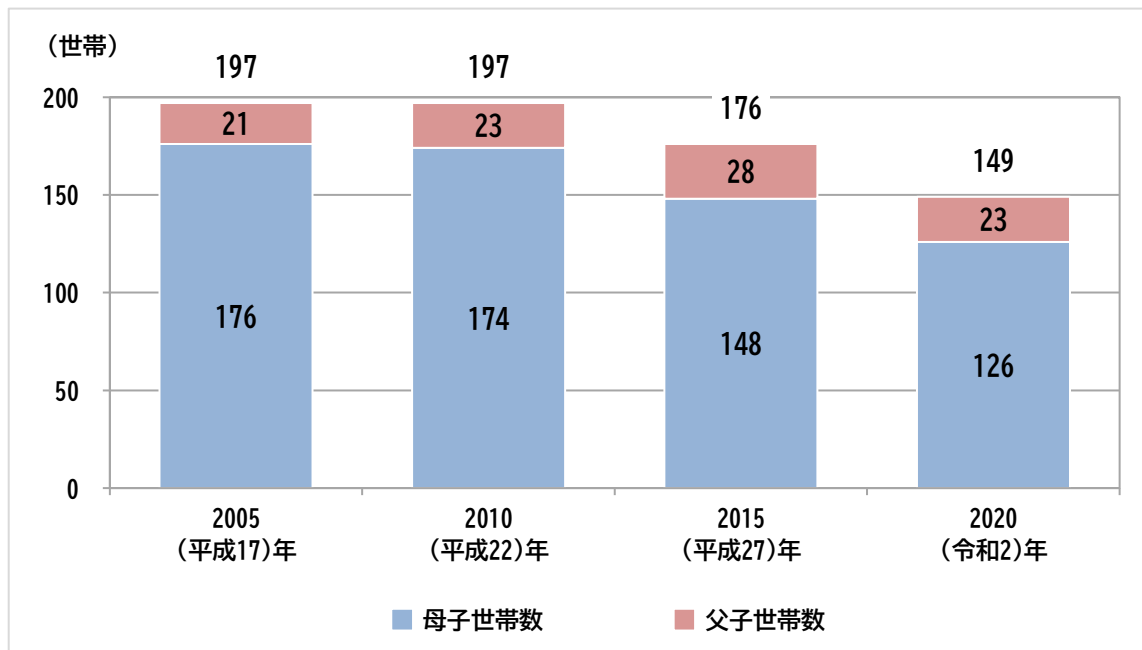
本市の世帯数は令和 2 年までは増加傾向でしたが、令和 3 年以降減少に転じ、令和 6 年では 11,427 世帯となっています。1 世帯当たり人員数は減少傾向にあり、令和 6 年においては 2.13 人となっています。



出典：住民基本台帳（各年 1 月 1 日）

②ひとり親世帯数の推移

ひとり親世帯数は近年減少傾向となっており、令和 2 年では 149 世帯となっています。

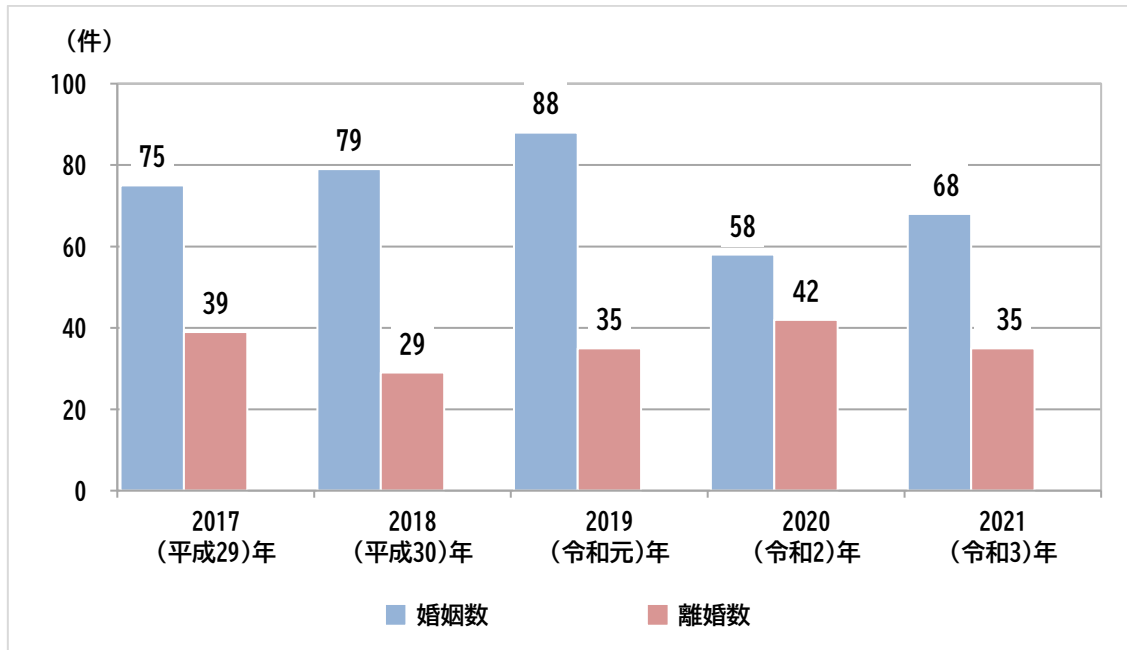


出典：国勢調査

(3) 婚姻状況、出生数、合計特殊出生率の動向

①婚姻・離婚件数の推移

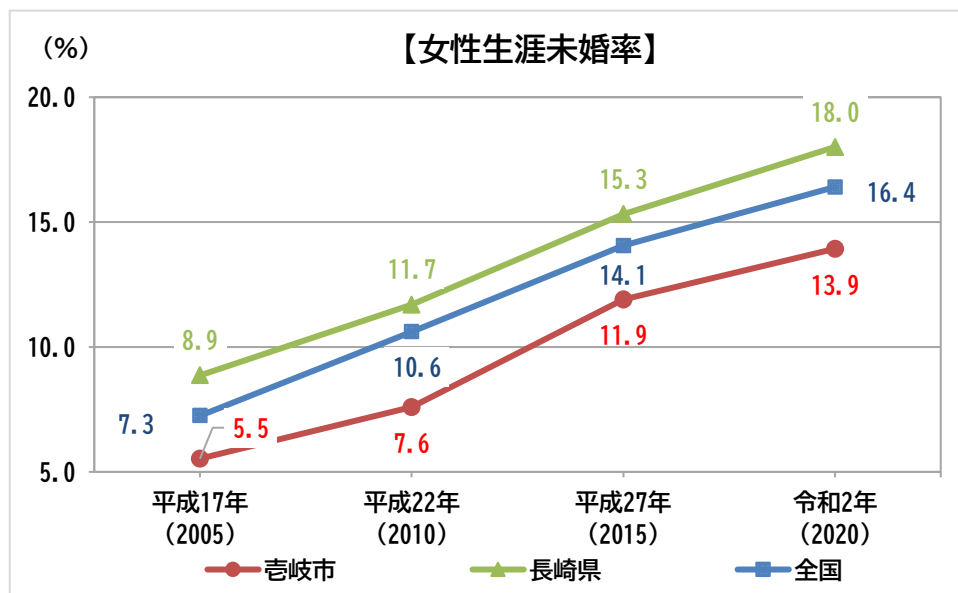
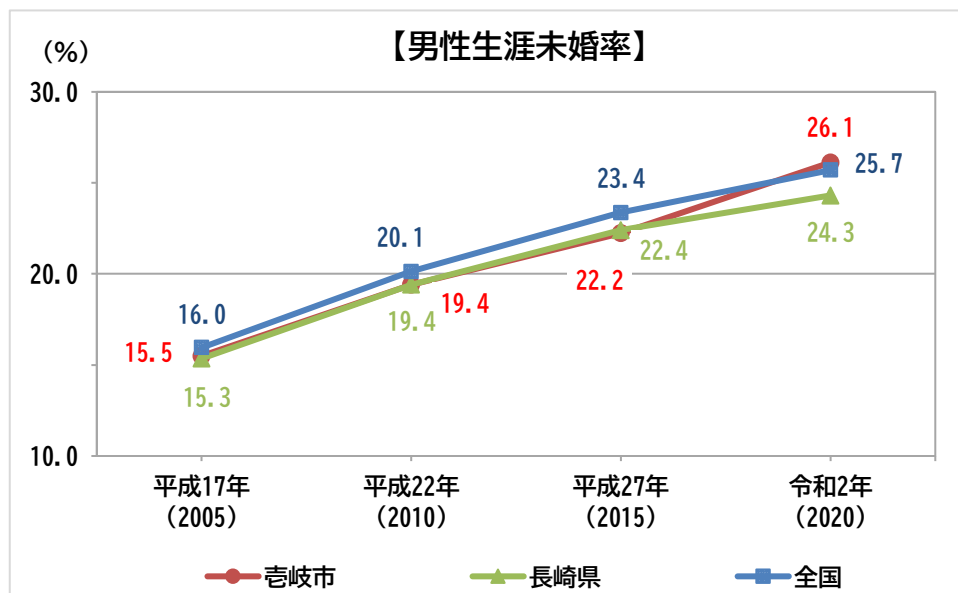
婚姻・離婚件数の推移をみると、婚姻件数は令和元年までは増加傾向でしたが、令和2年は激減し、令和3年には68件となっています。離婚件数は40件前後となっています。



出典：長崎県衛生統計年報

②生涯未婚率の推移

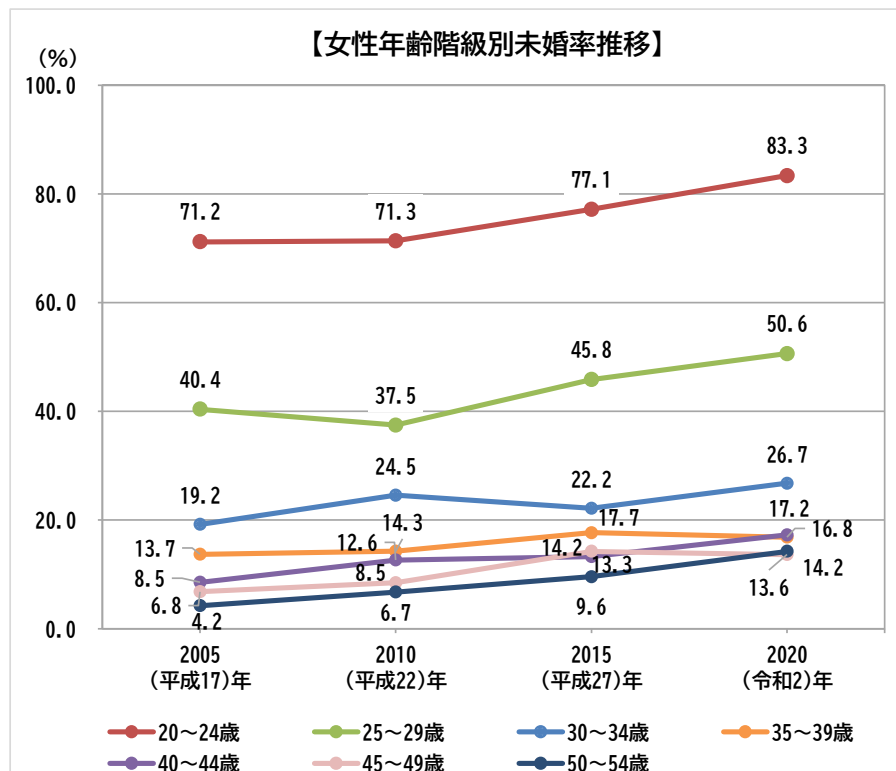
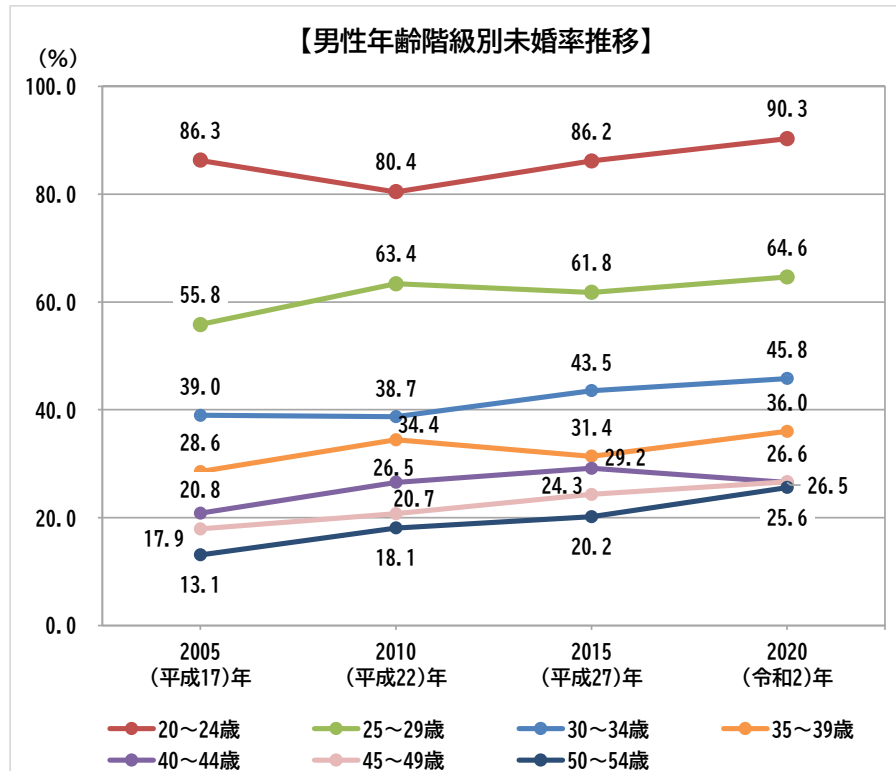
生涯未婚率は男女ともに増加傾向となっており、令和2年では男性が26.1%、女性が13.9%となっています。男性は全国・県とほぼ同等となっていますが、女性では全国・県と比較して低くなっています。



出典：国勢調査

③未婚率の年齢階級別推移

未婚率を年齢階級別でみると、男性では40～44歳以外、女性では35～39歳及び45～49歳以外は増加傾向となっています。

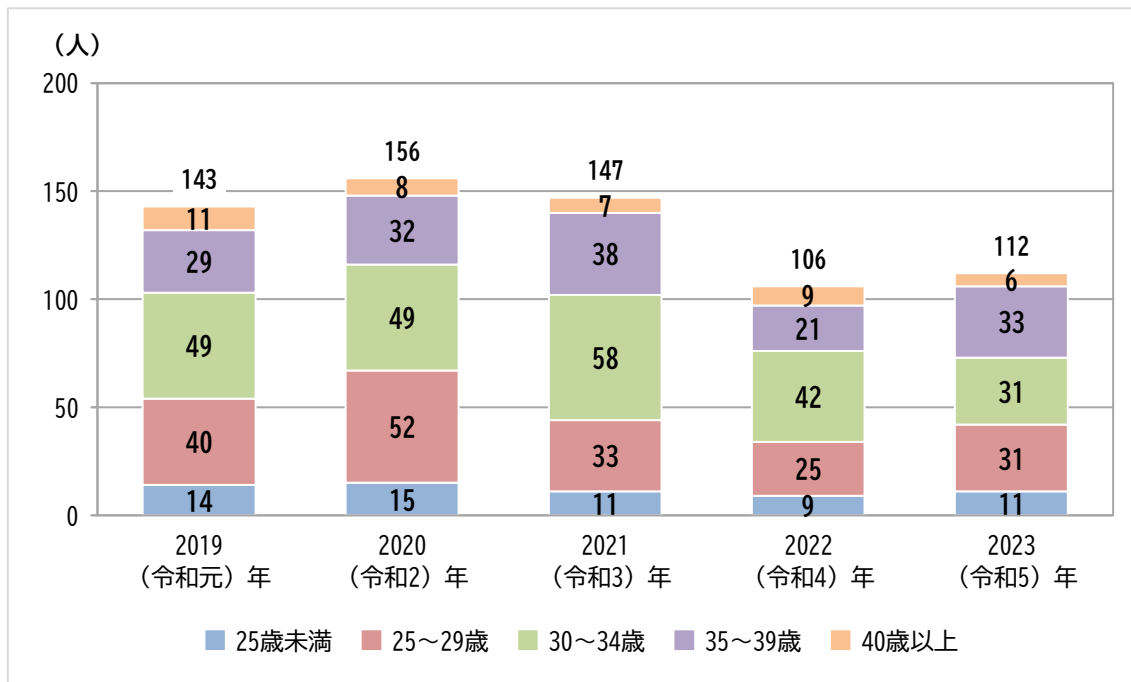


出典：国勢調査

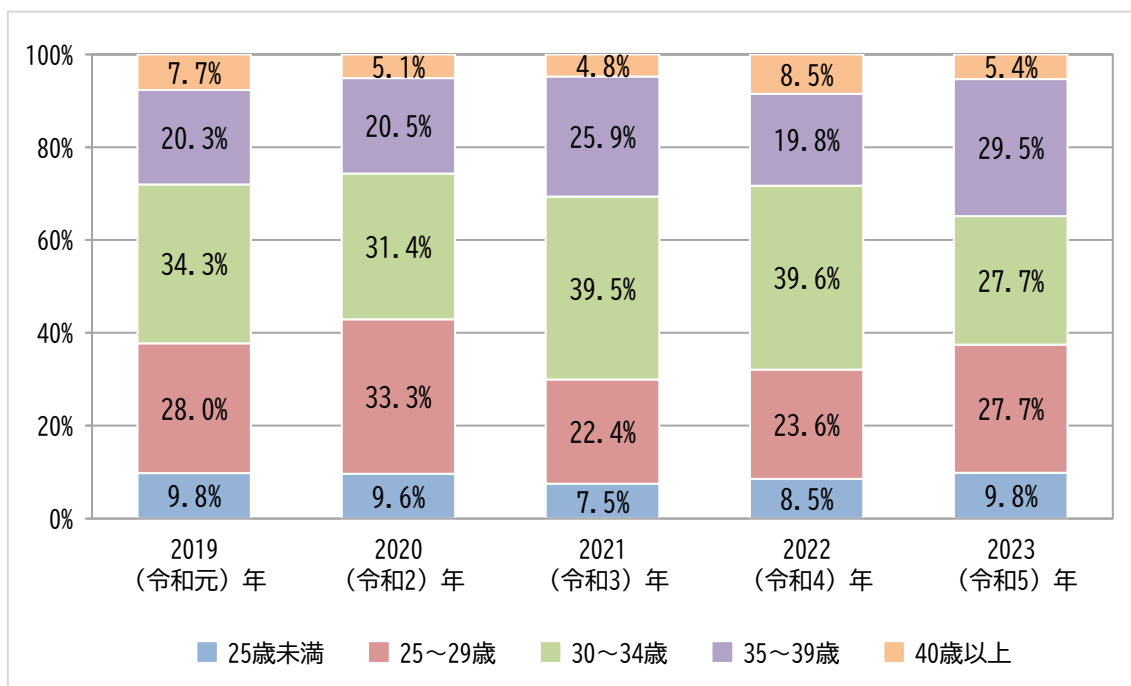
④母親年齢別出生数の推移

母親の年齢別出生割合を見ると、近年 30～34 歳の割合が減少し、29 歳以下及び 35 歳以上の割合が増加傾向となっています。

■実数



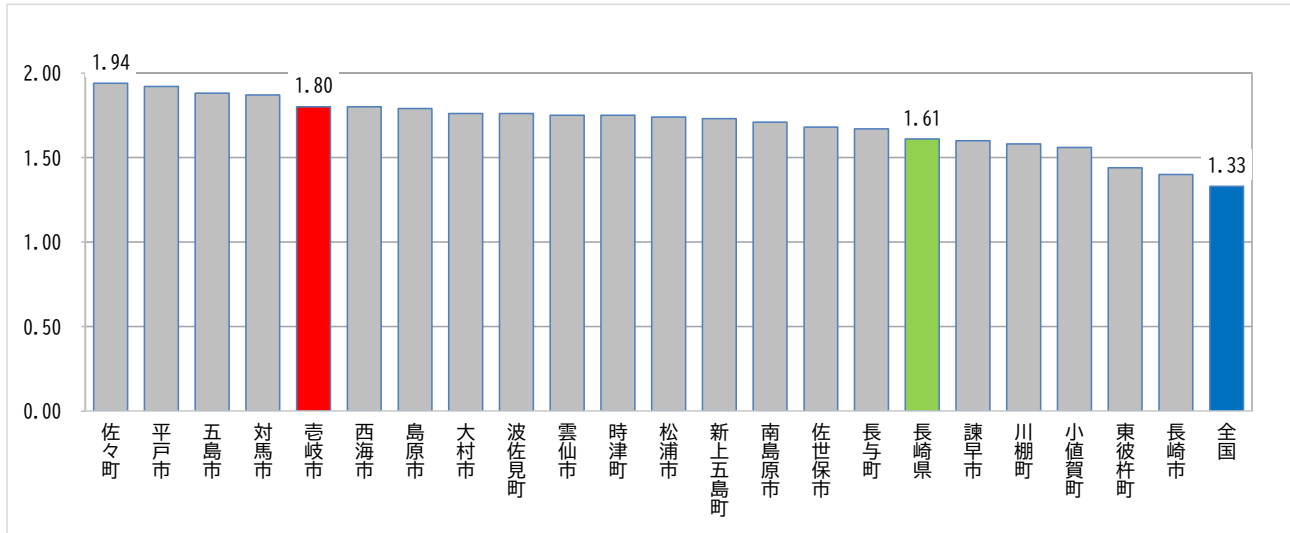
■割合



出典：長崎県人口動態調査

⑤合計特殊出生率の状況

ベイズ推定による平成30年～令和4年の合計特殊出生率では1.80と、全国・県より高くなっており、県内でも上位となっています。



出典：厚生労働省 平成30年～令和4年 人口動態保健所・市区町村別統計の概況（ベイズ推定）

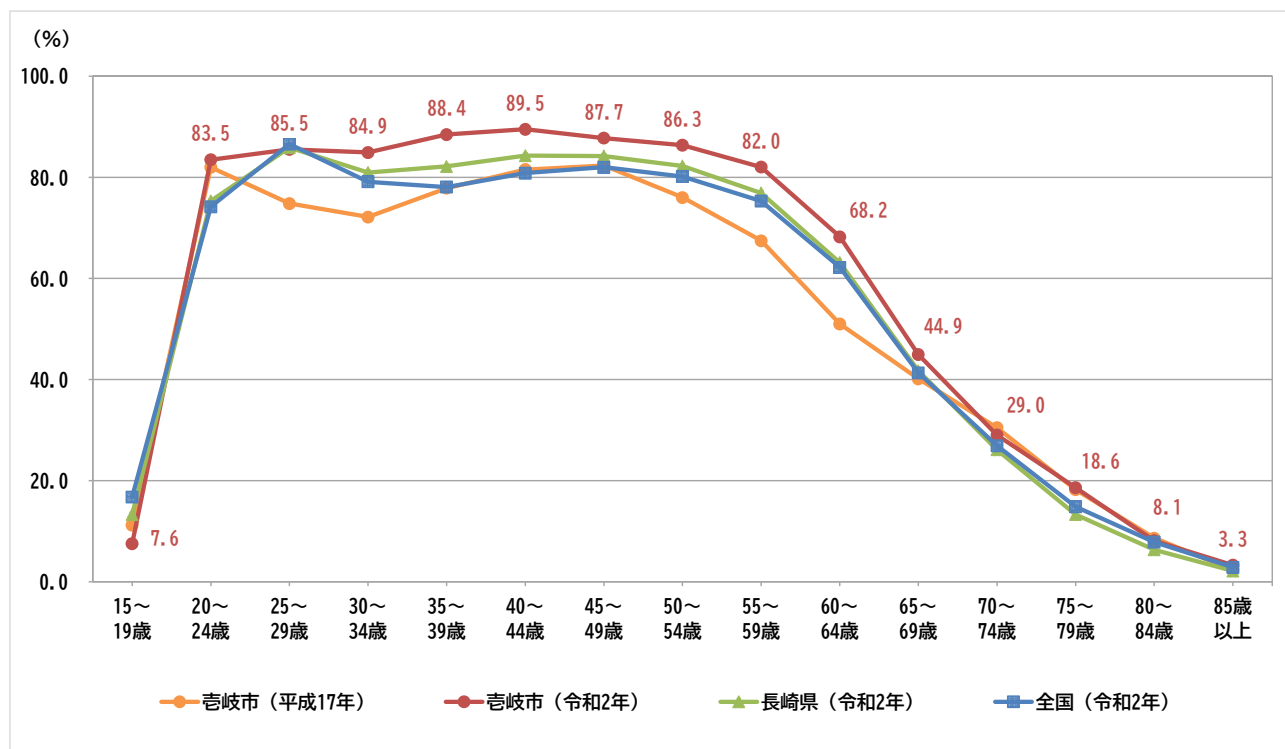
注）合計特殊出生率については、出生数の少なさに起因する偶然性の影響のため、数値が不安定となる問題があり、5年間の平均として算出することにより、地域間の比較が可能な指標としています。

注）ベイズ推定：小地域に特有のデータの不安定性を緩和するために、当該市区町村を含むより広い地域である二次医療圏のグループの出生、死亡の状況を情報として活用し、これと各市区町村固有の出生、死亡数等の観測データとを総合化して当該市区町村の合計特殊出生率を推定する手法。

(4) 就労の状況

①女性の労働力率

令和2年の女性の労働力率の状況を見ると、15年前と比較して全ての年齢層において労働力率が高くなっています。また、本市の女性の労働力率は全国・県と比較しても高くなっています。



出典：国勢調査

注) 労働力率とは、15歳以上の人口の内、働いている人と完全失業者の人数を15歳以上の人口で割った値のことです。労働力率は国勢調査などで算出され、国内における労働力の状態の判断に用いられます。

2 各種調査結果からみるこども・若者の状況

(1) 子ども・子育て支援事業計画に係るアンケート

■未就学児・就学児の保護者

調査時期	令和6年2月			
調査対象者	壱岐市在住の未就学児・就学児の保護者			
調査方法	未就学児	郵送による 配布・回収	就学児	学校配布 郵送による回収
配布数		707 件		933 件
有効回収数		299 件		587 件
有効回答率		42.3%		62.9%

■事業所

調査時期	令和6年2月		
調査対象者	壱岐市内にある事業所		
調査方法	郵送による配布・回収		
配布数	有効回収数	有効回答率	
19 件	17 件	89.5%	

(2) 子どもの生活に関するアンケート調査

調査時期	令和 6 年 2 月
調査対象者	壱岐市在住の小学 5 年生・中学 2 年生・高校 2 年生 小学 5 年生・中学 2 年生・高校 2 年生の保護者

調査対象者	調査方法	配布数	回収数	回収率
小学 5 年生	Web 回答	227 件	219 件	96.5%
中学 2 年生	Web 回答	224 件	216 件	96.4%
高校 2 年生	Web 回答	222 件	64 件	28.8%
小学 5 年生の保護者	学校配布・郵送回収	227 件	160 件	70.5%
中学 2 年生の保護者	学校配布・郵送回収	224 件	163 件	72.8%
高校 2 年生の保護者	Web 回答	222 件	79 件	35.6%

(3) 若者の生活と意識に関するアンケート調査

調査時期	令和 6 年 2 月
調査対象者	壱岐市在住の一般市民（18～39 歳）
調査方法	郵送による配布・回収 インターネットによる回答

配布数	有効回収数	有効回答率
1,000 件	260 件	26.0%

(4) 各種調査結果から見る現状と課題

こどもの育ちをめぐる環境について

こどもをみてもらえる親族・知人の有無について、未就学児及び就学児ともに「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」が4割を超えていることから、比較的、身近なところに親族がおり、必要に応じて子育てに協力してもらえる環境にあることがうかがえます。

一方、支援者が「いずれもない」割合が、未就学児では12.0%、就学児では8.5%となっているため、身近な人からの子育て支援を受けられない保護者が支援を受けやすい体制を整えていくことも必要です。

祖父母等の親族にこどもをみてもらっている状況については、未就学児及び就学児ともに「祖父母等の親族の身体的・精神的な負担や時間的制約を心配することなく、安心してこどもをみてもらえる」と回答した人が5割を超えていますが、2割が「自分たち親の立場として、負担をかけていることが心苦しい」と回答しており、安心してみてもらえる状況にはあるものの、負担をかけていることの心苦しさも感じていることがうかがえます。

相談相手については、未就学児及び就学児ともに6割以上が「祖父母等の親族」「友人や知人」、未就学児では3割が「保育士/小学校の教諭」と回答しており、公的な相談場所等に相談している割合は低くなっています。まずは、親族や友人・知人以外に相談するというハードルを下げる必要があります。相談することは難易度が高く、複数の要因が複雑に絡まっている可能性や相手に伝わるように言語化しなければという負担感等から、気軽に相談をすることが難しいと考える子育て世代も多いようです。そのため、オンライン等で気軽に悩みを相談できるような相談体制を整えることで、育児不安を抱えた人の発見や児童虐待などの未然防止にもつながるのではないかと考えます。

保護者の就労状況について

保護者の就労状況については、母親の就労率が未就学児では 87.2%、就学児では 90.5%と 8 割～9 割の母親が子育てをしながら就労していることから、今後も育児と仕事の両立が求められる状況であると考えられます。

現在就労していない母親の就労意向については、未就学児及び就学児ともに「すぐにでも、もしくは 1 年以内に就労したい」が最も高く、特に未就学児では前回調査と比べて 23.7 ポイント高くなっています。母親の就労意欲の向上や働く環境の整備、女性が仕事をする事への抵抗感が薄れたことに加え、子育て世帯の生活状況（金銭面等）の厳しさも背景にあると考えられます。

パート・アルバイト等で就労している母親のフルタイムへの転換希望については、未就学児及び就学児ともに 4～5 割が「パート・アルバイト等の就労を続けることを希望」と回答しており、習い事や行事、園や学校からの急な呼び出しへの対応や扶養の範囲での就労等、現状の生活に合った就労の維持を希望する現状維持派の割合が高くなっています。また、未就学児では前回調査と比べて「フルタイムへの転換希望はあるが、実現できる見込みはない」が高く、「パート・アルバイト等の就労を続けることを希望」が低くなっており、10 ポイント以上差が生じていることから、フルタイム転換希望のニーズが高まっているものの、依然現実問題としてフルタイムへの就労の難しさがあることがうかがえます。

平日の定期的な教育・保育事業の利用について

幼稚園や保育所などの「定期的な教育・保育の事業」については、8 割が「利用している」と回答しており、母親の就労率とほぼ同率となっています。

利用している教育・保育の事業としては、「認可保育所」が 4 割、「幼稚園」「幼稚園の預かり保育」「認定こども園」が 2 割前後、それ以外の事業の利用率は 1 割以下となっています。

「定期的な教育・保育の事業」を利用していない理由については、5 割が「子どもがまだ小さいため〇歳くらいになったら利用しようと考えている」と回答しており、前回調査と比べて 14.1 ポイント高くなっています。また、利用したいと考えているこどもの年齢については、「1 歳」が最も高くなっています。

現在利用していない人も含めた今後の教育・保育事業に対する利用意向については、利用状況と同じく「認可保育所」が最も高く、次いで「幼稚園」となっていますが、「幼稚園」「幼稚園の預かり保育」「認定こども園」は現在の利用状況に比べて利用意向が 10 ポイント以上高くなっていることから、潜在的なニーズが含まれる事業であることがうかがえます。

国が検討している「こども誰でも通園制度（仮称）」が創設された場合の利用意向については「曜日や時間を固定せず、月 10 時間の範囲で自由に利用したい」が最も高く、7 割が何らかの形で利用したいと回答しています。

地域の子育て支援事業の利用について

市が実施している主な子育て関連事業の認知度については、「育児相談・子育て相談」「1歳6か月児健診」「3歳児健診」の認知度高く8割を超えていますが、7割が「パパママクッキングサロン※」「家庭教育に関する学級・講座」を知らないと回答しています。

利用状況については、「ブックスタート」「1歳6か月児健診」「3歳児健診」「乳幼児歯科検診」等の健診系事業の利用率は5割を超えていますが、「パパママクッキングサロン」「家庭教育に関する学級・講座」の利用経験は1割以下となっています。また、「妊婦相談」「育児相談・子育て相談」「就学前相談」の相談系事業については、認知度と利用経験に40ポイント以上の開きが生じています。また、地域子育て支援拠点事業の利用状況については、約8割が「利用していない」と回答しています。

今後の利用意向については、「妊婦相談」「パパママクッキングサロン」「離乳食教室」以外の利用意向はいずれも4割以上となっており、特に「就学前相談」「保育園や幼稚園の園庭等の開放」「家庭教育に関する学級・講座」については、利用意向が利用経験を30ポイント以上上回っています。

このことから、今後は実施内容や利用対象者・利用方法等の細やかな情報の周知に力を入れ、各事業の認知から利用に至るまでのきっかけづくりを行い、利用意向に対応できる供給体制の強化が必要であると考えます。

※パパママクッキングサロンは、令和6年現在においては未実施です。

不定期の教育・保育事業や宿泊を伴う一時預かり等の利用について

不定期の教育・保育事業の現在の利用状況については、8割が「利用していない」と回答しており、各事業の利用率はいずれも1割以下となっています。利用していない理由については「特に利用する必要がない」が最も高く、7割を超えています。

不定期の教育・保育事業の利用希望については、「利用したい」が3割台、「利用する必要がない」が5割台となっています。利用目的については、7割が「私用（買物、子ども（兄弟姉妹を含む）や親の習い事等）、リフレッシュ目的」「冠婚葬祭、学校行事、子ども（兄弟姉妹を含む）や親の通院等」が6割を超えており、前回調査と比べて「私用（買物、子ども（兄弟姉妹を含む）や親の習い事等）、リフレッシュ目的」が18.8ポイント高くなっています。利用者にとっては、特にリフレッシュ目的での利用は罪悪感を持つ等利用しにくい傾向があると考えられるため、リフレッシュ目的での一時預かり利用における心理的なハードルを下げる工夫等が必要です。

そのほか、保護者の用事（冠婚葬祭、保護者・家族の病気など）により、泊りがけで家族以外に預けることがあったかについては、7割が「なかった」と回答しており、「あった」は2割以下となっています。対処方法としては、7割が「（同居者を含む）親族・知人にみてもらった」と回答していますが、「仕方なく子どもを同行させた」が2割程度いることから、急用時の預け先については、さらなる事業の周知を徹底する必要があると考えます。

小学校における放課後の過ごし方について

放課後（就学後）の過ごし方について、5歳以上の未就学児では、小学校低学年（1～3年生）、小学校高学年（4～6年生）ともに「自宅」を希望する割合が最も高くなっています。

就学児の現在の放課後児童クラブの利用状況については、「利用している」が2割台、「利用していない」が7割台となっています。

土曜、日・祝日の放課後児童クラブの利用希望については、未就学児では「利用したい（低学年＋高学年）」が土曜日は3割台、日曜・祝日では1割台となっていますが、就学児では土曜、日・祝日いずれも利用希望は1割程度となっています。

長期休暇中（夏休み・冬休み）の放課後児童クラブの利用希望については、「利用したい（低学年＋高学年）」が未就学児では4割台、就学児では2割台となっており、長期休暇中の利用希望のニーズが高くなっています。

働く保護者にとって学童保育とは重要な社会資源であることから、今後も安心して預けることができるよう、多様なニーズに合った学童保育を維持していくことが求められています。

育児休業など職場の両立支援制度について

育児休業の取得状況としては、未就学児及び就学児ともに「取得した（取得中である）」が母親では5～6割、父親では1割以下となっています。前回調査と比べ、母親の取得率が15ポイント以上高くなっていることから、育児休業制度が育児と仕事の両立を実現するために欠かせない制度として認知度が高くなっていること、また新型コロナウイルス感染症等の影響で多くの人が在宅ワークや休業をせざるを得ない状況等により働き方が多様化したことから、育児休業を取得しやすくなったと考えられます。

職場復帰時の実際のこどもの年齢について、未就学児の母親では「12～18ヶ月未満」、就学児の母親では「6ヶ月～9か月未満」が最も高くなっています。希望するこどもの年齢については、未就学及び就学児ともに「12～18ヶ月未満」が最も高くなっており、就学児の母親では、職場復帰時のこどもの実際の年齢と希望の年齢に開きが生じていることがわかります。

徐々に育児休業等の認知度が上がり、取得しやすい環境が整ってきているものの、依然職場復帰の実際の時期と希望時期に開きが生じ、職場復帰後の短時間制度が取得しにくい状況も見受けられます。引き続き、育児休業の取得要件の緩和や勤務軽減等の措置、男性が育児休業を取得しやすい雇用環境整備、職場の理解や協力体制を整えることが必要です。

子育てに関する悩みについて

子育てに関する悩みについて、未就学児及び就学児童ともに「経済的な不安・負担」が4割を超えており、未就学児では「子どもの食事や栄養」、就学児では「勉強や進学のこと」も4割を超えています。

子育てする上での不安や悩みについての相談場所・相談相手については、未就学児及び就学児ともに「配偶者」「父母（子どもの祖父母）」「友人・子育て中の仲間」が6割を超えており、未就学児では前回調査と比べて「友人・子育て中の仲間」が11.6ポイント低くなっています。

子育てに関する情報の入手先については、未就学児及び就学児ともに「友人・子育て中の仲間」が最も高く、次いで「インターネット」となっています。

子育てに関する悩みは多岐にわたり、妊娠期から成人するまで長期的であり、月齢・年齢が進むにつれ、悩みの内容も変化していくため、保護者のニーズの把握とこどもの成長に合わせた情報の周知が必要です。また、相談することで子育てを否定されたり、価値観を押しつけられないか、相談内容が漏れるのではないかという不安もあり、親族や友人・知人以外に相談することが難しいと考える保護者も多いようです。これらのことから、地域での世代を超えた交流を促し、安心して気軽に相談できる体制（SNS等での相談含む）を整え周知していくことが頼りやすい社会をつくり、保護者の孤立化を防ぐことにつながるのではないかと考えられます。

家庭での子育て、就労の両立について

父親の育児参加については、未就学児及び就学児ともに8割以上が「父親が育児参加している：よくしている＋時々している」「父親が母親の相談相手・支えになっている：なっている＋時々なっている」と回答しています。

「仕事」「家事（育児）」「プライベート」の時間の優先度について、未就学児及び就学児ともに、希望では母親の6割以上が「家事（育児）時間を優先」と回答しているものの、現実では「仕事時間を優先」（未：37.1%、就：49.4%）、「家事（育児）時間を優先」（未：48.8%、就：38.8%）と、特に就学児の母親の現状では仕事を優先している割合が高くなっています。父親も同様に、未就学児及び就学児ともに「家事（育児）時間を優先」が2～3割台と最も高くなっていますが、現実では5割強が「仕事時間を優先」と回答しています。また、母親及び父親の1～2割弱が「プライベートを優先」を希望していますが、現実では1割以下となっています。

父親の育児参加が進み、母親の相談相手・精神的な支えになっている割合が8割を超えていますが、現状では、約4～5割の母親が「家事（育児）時間を優先」しているのに対し、父親では1割程度となっており、依然家庭での「家事（育児）」は母親が担っている割合が高くなっています。子育てと就労を両立するためには、「仕事」「家事（育児）」「プライベート」の優先順位の希望と現状の開きを埋める、ワーク・ライフ・バランスの推進が必要であり、職場環境の整備・職場の理解の促進、地域社会の意識の改革、制度の充実だけではなく活用できる社会的な風土づくりが求められています。

こども達が思う自身の将来について

自身の将来については、将来の進学希望では、中学生では「大学またはそれ以上」が 30.1%であったのに対し、高校生では 51.6%に上昇しており、自身の将来を考えて、より具体的に進路を検討している様子が見えてきます。大学進学の希望者が増加することは、一方で進学のタイミングで市を離れることを意味します。勉学等で自身を研鑽した若者が、将来市に帰ってきて活躍することができるように、雇用の創出や福祉面の充実といった取組を更に充実していくことが重要であると考えられます。

こども達の学校生活・普段の学習について

普段の学校生活について（「特になし」以外）は、小学生では「持ちものの忘れものが多い」、中学生では「提出しなければいけない書類などの提出が遅れることが多い」、高校生では「授業中に居眠りすることが多い」が最も高くなっています。

学校以外での勉強については、小・中・高校生ともに「自分で勉強する」が8割を超えており、小学生では「家の人に教えてもらう」が5割台、中・高校生では「友達と勉強する」が3～4割台となっており、年齢が上がるにつれて他者と協力しながら勉学に励む様子が見えてきます。利用意向が高い支援施設としても、中・高校生では「勉強を無料でみてる場所」があげられており、友人等と気軽に集まることができる場や、身近な場所で勉強を見てもらえる場の充実が重要であると考えられます。

若者の将来の希望について

自身の将来に明るい希望を持っているかについて、「希望がある」と「どちらかといえば希望がある」と回答した人の合計は7割程度となっており、自分の未来についてポジティブなイメージを持っている若者が多い様子が見えてきます。

20年後の自分について、「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」と回答した人の割合の合計では、“親を大切にしている”、“幸せになっている”、“結婚している”、仲間と楽しく暮らしている“と回答している人の割合が高くなっています。一方、“お金持ちになっている”、“世界で活躍している”、“有名になっている”と回答している人の割合は低くなっており、漠然とした成功のイメージよりも、現実的かつ身近な幸せをイメージしており、若者の今後の定住意向や幸福度の度合いには、「暮らしやすいまち」であるかどうかが重要であると考えられます。

若者の他者との関わりについて

様々な場（家族・友人・職場・地域・インターネット上）における、関わり方の程度について、「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」と回答した人の割合の合計では、「家族」、「友人」、「職場」では全体的に高くなっていますが、「地域」、「インターネット上」では低くなっています。地域力の低下は、孤立化の防止や困りごとの解決等、様々な要素に重大な影響を及ぼすことから、今後も地域の交流促進等を推進していくことが重要です。

また、自宅にいる時に「インターネット」に時間を使っている若者が多いことから、今後「インターネット上」における他者とのつながりは割合を伸ばしていくことが予想されます。こどもの頃から、インターネットの適切な使用に関する周知・啓発を推進していくことが更に重要であると考えられます。

若者が考える自分自身のことについて

自己認識について、「あてはまる：あてはまる＋どちらかといえば、あてはまる」では「自分には自分らしさというものがあると思う」「人生で起こることは、結局は自分に原因があると思う」「自分の親（保護者）から愛されていると思う」が8割を超えており、反対に「自分は役に立たないと強く感じる」は最も低く2割台となっています。これらのことから、自分の価値観を大切にし、自身の行動を振り返ることができており、親子関係を肯定的に捉え、自己有用感が高いことがうかがえます。

一方、「自分の考えをはっきり相手に伝えることができる」は5割程度となっており、若者の意見を聴取する機会の創出等を充実していくことが必要です。

壱岐市の子育て支援策及び満足度

少子化の流れを変えるために重要だと思う市の施策について、未就学児では4割が「保育所やこども園等にかかる費用負担を軽減する」「子ども連れでも安心して出かけられる子育てに配慮した社会環境作りを進める」と回答しています。また、就学児では「事業所に対し育児休業や看護休暇制度の普及などの啓発を進め、仕事と子育てが両立しやすい職場環境作りや仕事と家庭生活の均衡の取れた多様な働き方を促進する」「小児医療の体制を充実する」「乳幼児・こども医療費助成制度を充実する」「子どもが自主的に参加し自由に遊べ、安全に過ごすことの出来る居場所作りを進める」が3割を超えています。

小児医療体制の整備、医療費の助成及び制度の改善、地域社会での見守り体制の充実、ワーク・ライフ・バランスの促進、安心して子育てできる環境の整備・居場所づくりなどが求められています。壱岐市で安心して子育てをしてもらうためには、行政と地域が連携し、子育て世帯が抱えている不安や悩みに寄り添い、こどもの成長段階や家族構成等を加味した、保護者のニーズに合わせた支援が必要であると考えます。

3 第2期子ども・子育て支援事業計画における取組の進捗状況

第2期計画における各施策の主な取組状況は以下の通りです。

1 子どもの体を育む環境づくり

(1) 子どもや母親の健康の確保

具体的な取組内容	○母子保健法に基づいて、妊娠届出の受理及び母子健康手帳の交付、乳児健診等各種健診を実施するとともに助産師や保健師等の専門職による相談・サポートを行っている。 ○乳児家庭全戸訪問指導後、引き続き指導を必要とする対象者について、養育支援訪問を実施し継続指導を行っている。 ○離乳食教室を開催し、離乳食初期から後期までの食習慣の確立、適切な進め方、調理方法を伝え食育の推進を図っている。 ○乳幼児健診後のフォロー結果や保護者からの相談、園で気になるお子さん等の情報提供などをきっかけに、乳幼児発達支援事業へつなげている。 ○月1回のいきいる相談事業を開設したことで、乳児期から就学前の発育・発達の確認と保護者の育児不安や相談等に対しても、継続的な支援に努めている。
課題や今後の方向性	○こども家庭センターの設置に伴い、これまで母子保健事業において作成していた支援プランを、サポートプランとして作成・活用していく。 ○乳幼児健診未受診者についてはケースに応じて、引き続き受診勧奨を促していく。 ○発達面が気になる乳幼児や育児不安を抱えた保護者を早期に発見し、支援が必要な場合は早期に専門の訓練や相談、療育等の支援につなぐことが出来るように、継続して関係機関との連携を図る。

(2) 小児医療の充実

具体的な取組内容	○令和5年4月1日より、高校生の医療費についても福祉医療の支給対象とし、医療福祉制度の拡充を行っている。 ○休日・夜間の救急医療については、関係医療機関と調整し、実施をしている。 ○休日診療施設（休日当番医）はホームページを毎月更新し、周知を行った。
課題や今後の方向性	○福祉医療の支給については、まずは、小・中学生の福祉医療費の現物給付化に取り組むこととする。 ○休日・夜間の救急医療について、関係医療機関と調整し充実に努める。 ○小児科医師の確保のための新たな取組を検討する。

(3) 食育の推進

具体的な取組内容	○乳幼児健診時や保育所・幼稚園、学校と連携し、発達段階に応じた食に関する情報提供を行っている。 ○保育所・幼稚園、学校、各種団体においては、食に関する講話を実施している。 ○小学校から中学校、高校まで発達段階に応じた学習機会のある場として食育・魚食普及を目的に水産体験教室を開催した。 ○関係機関である壱岐市農協青年部が主体となり、地域の未来を担うこども達を対象に「食農教育」活動を開催し、水稻・サツマイモの植付けと収穫作業を児童と共に実施した。 ○小学校で育てた大豆を使った壱州豆腐作りをはじめとした郷土料理継承等の食育を行っている。 ○保育所では、栄養バランスを考えた自園給食の提供をしている。 ○幼稚園では、園内外の農園を利用した野菜栽培や発達年齢を考慮した調理体験等を行いながら、食べ物への関心を高め、食べる意欲につなげている。
課題や今後の方向性	○今後も同様の内容で水産体験教室を継続する。 ○食農教育活動が継続して実施できるよう、引き続き、実施団体の運営費等を支援していく。 ○保育所の給食についてはアレルギーにも対応しているが、アレルギー食材や症状も多様化しているので、マニュアルの徹底が大事である。 ○偏食改善のための更なる対策の工夫が必要である。

2 地域における子育ての支援

(1) 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備

具体的な取組内容	○コミュニティ・スクールの取組を推進し、地域と学校が協働しやすい状況を構築した。 ○スポーツの普及振興を図るため、年度ごとに施設の修繕を行い、充実した活動ができるよう環境整備を行った。 ○スクールカウンセラー配置の有無にかかわらず、全中学校に「心の教育相談員」を配置した。 ○幼児教育・保育の質の向上等へつなげるため、公立保育所の集約化を行った。 ○保護者からの意見・要望等を含めて、幼稚園の統廃合についての協議を重ね、勝本幼稚園及び霞翠幼稚園を霞翠幼稚園へ、箱崎幼稚園及び瀬戸幼稚園を瀬戸幼稚園へ統廃合する方針を決定した。 ○幼稚園が小学校を訪問し、運動会・学習発表会で交流を行うなどの取組を行った。 ○病児・病後児保育事業を地域の医療機関に委託して実施。
------------------------	---

課題や今後の方向性	○関係機関と連携しながら、相談業務の充実を図る。 ○幼稚園統廃合後の小学校との連携や交流、新幼稚園で使用する体操着、3歳児保育の取組の実施を検討する。 ○幼保小連携推進協議会の設置に向けて調整を行う。 ○認定こども園の設置に向けて関係部署の連携強化を図る。
-----------	---

(2) 児童の健全育成の推進

具体的な取組内容	○地域子育て支援拠点を開設し、子育て親子の交流の場の提供と交流の促進、子育て等に関する相談及び援助、地域の子育て関連情報の提供や子育て及び子育て支援に関する講習等を実施している。 ○放課後児童クラブにおいて、放課後や学校休業日における児童の育成及び指導等を行っている。 ○ココロねっこ推進員を配置し事業の推進体制を整えるとともに、ココロねっこ運動への理解度向上と実践活動の展開を図った。 ○夏休みに小学生対象の公民館教室（水泳、ファミリークッキング、陶芸、ミニ食品サンプルアート等）を実施した。 ○令和6年度までに8地区で「放課後子ども教室」事業を実施した。 ○こどもや保護者のSOSを発信する場として、虐待対応ダイヤル189やLINE相談の啓発を行っている。
課題や今後の方向性	○地域の実情に応じて、各種事業を継続的に実施してく。 ○関係機関との連携を図りながら、虐待の予防、早期発見、早期対応に努め、こどもの生活の保全と情緒の安定を図る。

(3) 思春期保健対策の充実

具体的な取組内容	○毎年、高校3年生を対象とした生活習慣や心の健康づくりに関する健康教育を実施している。 ○壱岐市スクールカウンセラー派遣事業を実施している。 ○令和5年度よりこども家庭センターを設置し、関係機関との連携を図りながら支援業務を行っている。
課題や今後の方向性	○食生活、睡眠等の生活習慣だけでなく、喫煙、飲酒に関する教育を繰り返し行う必要がある。 ○児童相談所との連携を図りながら多種多様な相談に対応し、支援を行う。

(4) 次代の親の育成

具体的な取組内容	○出産前の妊婦及び1歳の誕生月までの乳児と保護者を対象とした「赤ちゃん広場」を月1回実施している。 ○未婚化・晩婚化及び少子化に歯止めをかけるため、各種団体が実施する独身男女の交流活動を推進するためのイベント事業等へ支援を行った。
課題や今後の方向性	○学校における男女共同参画の教育については、推進の意向はあるものの、直接的な取組は実施できていない。 ○婚活支援については、市内の団体が実施する独身男女の出会いと交流に関する活動をサポートすることで、市の事業として活動するよりも、柔軟な活動と地域のニーズに応じた事業が実施できるものと考えられる。

3 社会全体で子育てを支える環境づくり

(1) 子育て支援のネットワークづくり

具体的な取組内容	○壱岐子ども劇場に委託して、市内の子育てサークル代表者を会員とする協議会のネットワーク事業を実施している。 ○令和5年度に設置した「こども家庭センター」を中心に担当部署や専門職などと連携し、相談業務の充実を図り、専門的に相談を行った。 ○子育て支援や、母子保健の情報提供を一元的に把握し、ホームページ、母子手帳アプリ「壱岐はぐ」を用い、定期的に情報発信を行っている。
課題や今後の方向性	○ネットワーク事業については、新型コロナウイルス感染症の影響で思うように事業が展開できなかった。今後は子育て支援団体が一堂に会するネットワーク協議会を開催するとともに、ネットワークを拡充していく。 ○母子手帳アプリ「壱岐はぐ」については、登録者数、利用者数が少ないため周知方法を検討する必要がある。

(2) 家庭や地域の教育力の向上

具体的な取組内容	○児童に対して、メディアの適切な活用・関りに関する指導啓発を行っている。 ○乳幼児健診や園での歯なまる教室等の際に、乳幼児期のメディアとの関りについて保健師による健康教育を実施した。 ○中央公民館及び各地区公民館で公民館教室を開講し、各種講座普及啓発事業を展開した。 ○小・中学校における読書ボランティア団体は市内16校にあり、読み聞かせなどの活動が展開されている。
課題や今後の方向性	○保護者等と連携し、児童生徒の適切なメディアとの関係を実現していく必要がある。 ○相談活動の充実に向けて、児童委員・主任児童委員と情報を共有し連携を図る。 ○公民館教室では市民ニーズに柔軟に対応したメニューを展開する。 ○読書ボランティアの取組に関して、情報共有を図ることと、資質向上のための研修を実施していく。

(3) ひとり親家庭の自立支援の推進

具体的な取組内容	○児童扶養手当の支給、母子及び父子並びに寡婦家庭に対する医療費自己負担相当額の助成、福祉資金の貸付、自立支援給付金事業等を実施している。 ○母子・父子自立支援、家庭相談員により、ひとり親家庭等の自立支援の情報提供を行い、必要な助言・指導や相談対応を行っている。
課題や今後の方向性	○医療費自己負担相当額を助成については、母子及び父子の「こども」への現物給付化に取り組み、市民の負担軽減等に向けた施策を進める。 ○今後も制度の周知に努めるとともに、制度改正があった場合には速やかに対応する。

(4) 障がい児施策の充実

具体的な取組内容	○母子保健法に基づき実施した各種健診の結果を管理し定期的にケース共有を行い、疾病や障がい等の早期発見と早期支援、関係機関と連携した切れ目ない支援に努めている。 ○壱岐こどもセンターは市内唯一の療育機関として、いきい子ども未来課をはじめ、各保育所、幼稚園や学校、医療機関との連携を行いつつ、発達過程における児童の問題を保護者とともに一つひとつ共有しながら対応している。 ○保育所の受け入れについては、保護者の希望の施設に受け入れができるように、担当課と施設の事前情報の共有を行っている。 ○保育士等を加配することにより、障がい児の処遇の向上を図ることができている。
課題や今後の方向性	○発達過程に問題のあるこどもが増加しているが、家庭や関係機関をつなぐ児童発達管理責任者が減少しており、療育事業を推進する為には当責任者は必要不可欠の為、今後も養成並びにスキルアップを継続する。 ○疾病や障がい等が疑われる場合は受診勧奨や専門相談等へつなぎ、状況確認を継続するとともに、関係機関との連携体制を構築する。 ○障がい者（児）が地域で安心して暮らせるように、自立支援協議会の児童部会の充実を図り、児童から成人への支援ネットワークを広げる。 ○自立支援協議会において、壱岐市障がい福祉計画・障がい児福祉計画の点検と評価を行う。 ○児童における障害者（児）相談支援専門員が不足しており、今後も養成していく必要がある。 ○障がい者（児）の就業面と生活面の一体的な相談・支援を行う「障害者就業・生活支援センター」を設置する必要がある。

(5) 経済的支援の推進

具体的な取組内容	○令和5年4月1日より、高校生の医療費についても福祉医療の支給対象とし、医療福祉制度の拡充を行っている。（再掲） ○令和5年度から第2子以降の保育料を無償化している。（0～2歳児対象） ○壱岐市民の子弟で、経済的理由により就学困難な大学生、高校生を対象に奨学金を貸与している。
課題や今後の方向性	○福祉医療の支給については、まずは、小・中学生の福祉医療費の現物給付化に取り組むこととする。 ○各種手当等については、正確な受付業務等を行い、制度改正等があった場合には速やかに制度周知を行う。

4 仕事と子育ての両立を実現する仕組みづくり

(1) 幼児期の学校教育・保育サービスの充実

具体的な取組内容	○市内全域を1つの区域として利用実態やニーズを踏まえ、保育所指針、幼稚園教育要領に基づいた教育・保育を提供している。 ○幼稚園での預かり保育は、幼稚園教育課程に係る教育時間の終了後から18時まで実施し、就労保護者の支援を行っている。また、長期休業中は預かり保育のみの実施で、8時30分から18時まで実施している。 ○保育所、認定こども園、幼稚園等の教育・保育施設の情報や新入园児の募集などを市報・ホームページ等で周知している。
課題や今後の方向性	○施設の老朽化による維持・補修やサービスの充実を考慮して、認定こども園の設置について進めていく。 ○保護者のサポート目線に偏り過ぎず、こどもの目線に立った配慮を教育・保育サービスの考えを視点に加えていく必要がある。(子育ての大変さだけでなく、楽しさなどが理解される取組を加えていく) ○公立の教育・保育施設を今後も存続させていく必要があるが、新たに教育・保育の質や量を向上させるためには民間が主体的に実施することで、国からの補助等優位に進めることができる。しかしながら、壱岐市内の現状では、民間の新たな参入等には敷居が高い部分がある。

(2) 多様な働き方の実現及び男性を含めた働き方の見直し

具体的な取組内容	○男女共同参画に関する各種研修会の開催及び啓発活動を実施している。
課題や今後の方向性	○引き続き各種研修会の企画や啓発活動を実施し、男女が協力しあえる家事・育児・介護等の環境整備のほか、地域活動における男女共同参画の推進に努める。

5 声かけ、支え合う地域づくり

(1) 地域における子育て支援サービスの充実

具体的な取組内容	○一時預かり事業、地域子育て支援拠点事業、ファミリー・サポート・センター事業、病児・病後児保育事業等を実施している。 ○乳児家庭全戸訪問指導後、引き続き指導を必要とする対象者について、養育支援訪問を実施し継続指導を行っている。(再掲) ○子育て支援や、母子保健の情報提供を一元的に把握し、ホームページ、母子手帳アプリ「壱岐はぐ」を用い、定期的に情報発信を行っている。(再掲) ○保育所、認定こども園、幼稚園等の教育・保育施設の情報や新入園児の募集などを市報・ホームページ等で周知している。(再掲)
課題や今後の方向性	○こども家庭センターに助産師が配置されていることで、妊産婦への早期対応・継続した支援の実施ができている。また、産科医療機関等と情報共有を行い、支援を行っている。 ○母子手帳アプリ「壱岐はぐ」については、登録者数、利用者数が少ないため周知方法を検討する必要がある。(再掲)

(2) 子どもの交通安全を確保するための活動の推進

具体的な取組内容	○壱岐市幼児交通安全クラブ総会・リーダー研修会に参加し、チャイルドシートの着用などに関する研修を受け、担当者の知識の向上を図っている。
課題や今後の方向性	○チャイルドシートの着用については、十分な啓発が行えていない状況にある。今後は、啓発用のチラシ等を作成し、春季・秋季の交通安全パレードの際の配布や、市ホームページへ掲載することにより、普及促進を図る。

(3) 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

具体的な取組内容	○こどもを犯罪・事故等の被害から守るため、学校警察連絡協議会における情報交換等を実施している。 ○各地区青少年健全育成協議会によりパトロール活動を実施している。 ○不審者等の通報やこどもの避難場所として、地域や警察と連携し「子ども110番の家」の取組を推進している。
課題や今後の方向性	○地域や状況の変化等から、現制度の有効性が不明瞭であるため、指導について「子ども110番の家」ではなく、「近くの大人・近くの家」に逃げることにシフトする。

(4) 被害にあった子どもの保護の推進

具体的な取組内容	○全中学校に「心の教育相談員」を配置した。 ○吉崎市スクールカウンセラー派遣事業を実施している。県からの派遣に加えて、吉崎市の派遣事業を R6 年度から開始し、多くの派遣を実現した。 ○こどもや保護者の SOS を発信する場として、虐待対応ダイヤル 189 や LINE 相談の啓発を行っている。(再掲)
課題や今後の方向性	○関係機関との連携を図りながら要保護児童対策地域協議会を行うとともに、啓発活動の推進により虐待等の発生予防に努める。

(5) 児童虐待防止対策の充実

具体的な取組内容	○こどもや保護者の SOS を発信する場として、虐待対応ダイヤル 189 や LINE 相談の啓発を行っている。(再掲) ○虐待が発生した事例について、児童相談所との連携の下、面談などの対応を適切に行い、更なる虐待の防止に努めている。
課題や今後の方向性	○関係機関との連携を図りながら要保護児童対策地域協議会を行うとともに、啓発活動の推進により虐待等の発生予防に努める。(再掲)

(6) 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

具体的な取組内容	○こどもの心の根っこを育てるため、大人のあり方を見直すためのココロねっこ運動を推進している。 ○社会環境立入調査員による店舗への立ち入り調査を実施している。
課題や今後の方向性	○現在の取組を維持する。

6 安全・安心なやさしいまちづくり

(1) 良質な住宅の確保

具体的な取組内容	○壱岐市公営住宅等長寿命化計画に基づき住宅整備を実施した。(芦辺町瀬戸浦)
課題や今後の方向性	○昭和40年代に建造した公営住宅の改修計画が残されており、入居者の高齢化も進んでいる。子育て世帯は入居希望エリアが限定的なことから、住宅のニーズと既存住宅のアンマッチが発生している。現在は、新規整備ではなく、既存住宅のストック改善事業を進めていく方針である。

(2) 良質な居住環境の整備

具体的な取組内容	○「壱岐市通学路交通安全防犯プログラム」に基づき、毎年合同点検を実施。要対策箇所と判定された箇所について、対策を進めている。 ○要支援者の在籍する学校において、段差解消措置として、階段昇降機の配備や階段のスロープ化を実施した。 ○公園等について、定期的に遊具等の点検調査を実施し、利用者が安全に施設を利用できるよう努めている。
課題や今後の方向性	○今後も関係機関が連携して、「壱岐市通学路交通安全防犯プログラム」に基づく取組を継続していく。 ○バリアフリー等の改修工事が必要になった場合、早期着工できるように努める。 ○公園等については、利用者の年齢層の幅もあることから、従来の固定観念にとらわれることなく、健康遊具等の整備についても柔軟に今後、前向きに研究していく。 ○雨天時も利用できる屋内施設のニーズがあるため、検討する必要がある。

(3) 安全な道路交通環境の整備

具体的な取組内容	○信号機やカーブミラーなどの交通安全施設の実態把握のため、市内通学路点検を関係者立会のもと実施した。
課題や今後の方向性	○道路交通環境の整備については、限られた予算内での対応となることから、全て更新ではなく、必要性・利用度を含めて適切に判断する。

(4) 安心して外出できる環境の整備

具体的な取組内容	○市道片原若松線の一部区間について、歩道が狹隘で車椅子での歩道利用が不可であったが、局部的に改良を実施し、車椅子での通行を可能とした。 ○市内バリアフリー施設を把握し、ＨＰやパンフレット等で情報発信を行った。 ○公園等について、定期的に遊具等の点検調査を実施し、利用者が安全に施設を利用できるよう努めている。(再掲)
課題や今後の方向性	○公共施設のバリアフリー化を図り、受入体制の充実を図っていく。 ○壱岐市公共施設個別施設計画に基づき、年次的に、公衆トイレの洋式化(温水便座化含む)を図っていく。 ○公園等については、利用者の年齢層の幅もあることから、従来の固定観念にとらわれることなく、健康遊具等の整備についても柔軟に今後、前向きに研究していく。(再掲)

(5) 安全・安心のまちづくりの推進等

具体的な取組内容	○夜間の犯罪の防止及び通行の安全確保を図るため、防犯灯を設置する自治公民館等に対し、防犯灯設置補助金を交付している。
課題や今後の方向性	○市民が安心して歩けるまちづくりを目指し、街路灯や、公園灯などと調整を図りながら、地域の要望を考慮した防犯灯の整備を行う。 ○市民や企業、ボランティア、学校などと連携して、防犯活動の推進を図る。

第3章 子ども・子育て支援の基本的な考え方

1 基本理念

本市では、第2期壱岐市子ども・子育て支援事業計画において「ゆとりとやさしさで育む、輝く未来ある島 壱岐 ～出産・子育て・教育の希望がかなう 協働の子育て環境づくり～」を将来像として掲げ、サービスの供給体制の確保に努めるとともに、様々な施策を推進しています。

本計画では、こども大綱が目指す「こどもまんなか社会」の実現に向けて、「第4次壱岐市総合計画」の内容を踏まえつつ、市民一人ひとりが寄り添い、ともに助け合い、つながりあいながら、これから壱岐市の未来をつくっていくこどもたち・若者たちを育てていく環境づくりを目指し、計画の基本理念を「ゆとりとやさしさで育む、輝く未来ある島 壱岐 ～こどもと若者の希望がかなう つながり ささえあう島づくり～」として、様々な取組やサービスの充実を推進していくこととします。

将来像

ゆとりとやさしさで育む、輝く未来ある島 壱岐
～こどもと若者の希望がかなう つながり ささえあう島づくり～

2 基本目標

基本理念を実現するために、基本目標を下記のように定め、こどもに関する施策を推進します。

壱岐市こども計画の基本目標	
基本目標1 壱岐市の全てのこどもが持つ権利の保障	
(1) こども・若者の権利の擁護 (2) こども・若者の意見表明・参加の促進	
基本目標2 妊娠から子育てまでの切れ目ない支援体制の充実	
(1) こどもや母親の健康の確保 (2) 小児医療の充実 (3) 食育の推進 (4) 子育て支援のネットワークづくり (5) 家庭や地域の教育力の向上 (6) 地域における子育て支援サービスの充実	
基本目標3 こどもの成長段階に応じた支援の充実	
(1) 幼児期の教育・保育サービスの充実 (2) こどもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備 (3) 児童・生徒の健全育成の推進 (4) 思春期保健対策の充実	
基本目標4 こどもや子育て家庭に対する専門的支援の充実	
(1) ひとり親家庭の自立支援の推進 (2) 障がい児施策の充実 (3) 経済的支援の推進 (4) 児童虐待防止対策の充実 (5) こどもを取り巻く有害環境対策の推進 (6) 不登校やひきこもり対応の充実 (7) 地域ぐるみでの居場所づくりの推進 (8) こどもを犯罪等の被害から守るための活動の推進 (9) 被害にあったこどもの保護の推進 (10) こどもの貧困対策の推進	
基本目標5 こども・若者が希望を持って生きていくための支援の充実	
(1) 次代の親の育成 (2) 多様な働き方の実現及び男性を含めた働き方の見直し (3) ヤングケアラーへの支援 (4) 良質な住宅の確保 (5) 良質な居住環境の整備 (6) 安心して外出できる環境の整備 (7) 安全・安心のまちづくりの推進等	

第4章 施策の展開

基本目標1 壱岐市の全てのこどもが持つ権利の保障

(1) こども・若者の権利の擁護

事業名	内容／今後の方向性	担当課
こども・若者の権利の普及啓発	様々な手法や媒体を用いて、あらゆる世代に向けたこどもの権利に関する周知・啓発を行います。	いきいろ 子ども未来課
人権教育の推進	人権擁護委員の活動を支援するほか、人権に関するセミナー等を開催し、人権尊重に関する理解を促進します。	総務課

(2) こども・若者の意見表明・参加の促進

事業名	内容／今後の方向性	担当課
こども・若者の意見・提案の募集	こども・若者が、こども施策などの市政について自主的に意見を表明できる手段について、インターネットを始めとする様々な媒体の活用を検討します。	いきいろ 子ども未来課
こども・若者の意見を聴取する仕組みづくりの検討	こども・若者に関する施策や施設の運営について、様々な方法で意見を表明し、積極的に参加できるよう、その仕組みづくりや機会の創出について検討します。	いきいろ 子ども未来課

基本目標２ 妊娠から子育てまでの切れ目ない支援体制の充実

(１) こどもや母親の健康の確保

事業名	内容／今後の方向性	担当課
妊産婦保健事業	母子保健法に基づいて、妊娠届出の受理及び母子健康手帳の交付を行い、妊娠・出産に関する相談に助産師や保健師等の専門職が応じ、妊娠期から継続したサポートを実施します。 妊産婦については、産科医療機関等との連絡会を実施し、関係者での情報共有・連携の推進を図るとともに、特定妊婦の可能性のある対象者については児童福祉と定期的に支援状況を共有し、必要に応じて協働で支援を行います。 また、こども家庭センター（令和５年度設置）を中心に、サポートプランの作成等の支援を行います。 更に、医療機関と連携し、産後ケア事業・妊産婦の健診又は分娩に対する交通費等の支援を行います。	いきいろ 子ども未来課
乳幼児健康診査	母子保健法第 12 条及び第 13 条に基づいて、乳幼児の健全な発育発達を促進するため、「乳児健診（5 か月児、12 か月児）」「1 歳 6 か月児健診」「3 歳児健診」を実施します。 また、未受診者に対しては、電話連絡や家庭訪問・園訪問といった受診勧奨を行うとともに、スタッフ間で情報の共有を行い、関係機関との連携もとりながら支援を行います。	いきいろ 子ども未来課
予防接種事業	予防接種法に基づき、各種感染症の予防のため、予防接種を行います。対象者には個別に通知するとともに、安全・安心に接種が行われるよう、医療機関と連携を図り実施します。 また、関係法令に基づいて、BCG の接種率目標を 95% 以上、麻しん風しん混合 1 期及び 2 期の接種率目標を 95% 以上と定め、接種率の向上を目指します。	健康増進課

事業名	内容／今後の方向性	担当課
歯科保健事業	妊婦とそのパートナーを対象に歯科健診「ファミリー歯っぴーチェック」を実施し、児に関わる家族みんなでむし歯予防への更なる意識向上を目指します。また、乳幼児健診等で歯科相談を実施し、保護者と児に向けて歯科口腔全般の指導を行います。 1歳6か月児健診・3歳児健診時には、希望者に対してフッ化物塗布を実施します。また、健診後は、無料でフッ化物塗布ができるフッ化物塗布券を個別送付し、市内歯科医院での定期管理につなげます。 歯科口腔の健康教育として、市内の幼稚園・保育所等にて、歯なまる教室を園児および親・祖父母に向けて実施し、世代を通したむし歯予防に取り組みます。	健康増進課
妊産婦新生児訪問事業・乳児家庭全戸訪問事業	母子保健法及び児童福祉法に基づいて、妊産婦・新生児・乳児のいる家庭を助産師、看護師、保健師等が訪問し、問題ケースの把握や疾病の早期発見を行います。 早期支援が必要なケースとして、産科医療機関等から連絡票の送付があった場合は、対象者と連絡をとり、早期訪問を実施します。 今後も対象家庭をすべて訪問することを目標とし、発育・発達の確認、保護者の育児不安・育児負担の軽減が出来るよう支援します。	いきいろ子ども未来課
乳幼児等訪問指導・養育支援訪問事業	妊産婦、乳児家庭全戸訪問等の実施により把握した保護者の養育支援を行います。全戸訪問指導後に、引き続き指導を必要とする対象者については、養育支援訪問を実施するなど継続指導を行います。	いきいろ子ども未来課
栄養事業 (離乳食教室・乳幼児健診栄養相談)	4か月～1歳2か月までの乳幼児がいる保護者を対象に離乳食教室を開催し、初期から後期までの食習慣の確立や適切な進め方、調理方法等を普及させ、食育の推進を図ります。 また、咀嚼、嗜好性についても乳幼児健診等で栄養相談を実施し、保護者と児に向けて指導を行います。 9ヶ月の児をもつ保護者には、母子手帳アプリ「壱岐はぐ」で離乳食教室案内の配信を行い、中期以降の不安の解消につながるよう、継続して取り組みます。	いきいろ子ども未来課

事業名	内容／今後の方向性	担当課
乳幼児発達支援事業 (お遊び教室・こども相談)	発達面等が気になる乳幼児や育児不安を抱えた保護者を支援するため、専門的相談や養育方法の提供を行うとともに、必要に応じて医療機関の各機能訓練や療育などにつなぎ、園や保護者、関係機関と情報共有しながら継続して支援します。 今後も対象者の把握を行い適切な時期にアプローチするとともに、関係機関との連携強化に努めます。	いきいろ 子ども未来課
相談事業 (いきいろ相談)	乳児期から就学前の発達、発育の確認、保護者の育児不安等の相談等、継続的な支援を行います。 また、継続して相談場所の確保に努めるとともに、母子手帳アプリ「壱岐はぐ」での配信を行い開設日の周知を行います。そのためにも、「壱岐はぐ」の登録者数、利用者数の増加に向けた周知に努めます。	いきいろ 子ども未来課

(2) 小児医療の充実

事業名	内容／今後の方向性	担当課
乳幼児・こども医療費助成事業	子育てに関する経済的な負担が大きいという現状から、こどもにかかる医療費の負担軽減を図るため、保険診療の患者負担分を助成している乳幼児・こども福祉医療費制度については、壱岐市独自に3歳未満児の自己負担額無料化を実施しています。なお、県外受診の保険適用内の医療費については償還払いで対応しています。 また、令和5年度から、高校生世代まで対象を拡充しました。今後は小・中学生の福祉医療現物給付化に取り組みます。	いきいろ 子ども未来課
救急医療体制確立事業	休日・夜間の小児科救急について、関係機関と調整して実施し、ホームページ等を活用して周知に努めます。 休日・夜間の救急医療については、関係医療機関と調整し充実に努めるとともに、小児科医師の確保のための新たな取組を行います。	健康増進課 いきいろ 子ども未来課

(3) 食育の推進

事業名	内容／今後の方向性	担当課
家庭における推進	家庭は食育の基本となる場所であるため、乳幼児健診時や保育所・幼稚園、学校と連携し、発達段階に応じた食に関する情報提供を行うとともに、乳児期には離乳食教室を開催するなど、食育に関する周知・啓発に努めます。 また、依頼があった保育所・幼稚園等、学校、各種団体においては食に関する講話を実施するなど、全ての世代に対して食育を推進します。	健康増進課 いきいろ 子ども未来課
農林・水産等における推進	こどもたちへの農業体験、水産体験教室などの教育ファームを通して、自然の恵みを受けた新鮮な地場産品や生産者の顔の見える「食の安心・安全」を知ることができるよう、農協や漁協と連携して、食の大切さ、感謝の気持ちを育むための取組を推進します。	農林課 水産課
地区組織における推進	こどもを含む全ての年代を対象に、食生活の大切さを伝える啓発や調理実習を通じた健康づくりの推進、小学校における郷土料理継承等の取組を実施します。 また、食生活改善推進員（ヘルスメイト）の活動の一つとして、地域での各種教室を実施するとともに、食生活改善推進員の養成に努めます。	健康増進課
保育所・幼稚園等における推進	保育や幼児教育の指針に基づき、「生きる力」の基礎となる健康な心と体を育てるため、食べる喜びや楽しさを味わったり、様々な食べ物への興味や関心を持ってもらうなど、進んで食べようとする気持ちを育みます。	いきいろ 子ども未来課 教育委員会
学校における推進	教育活動に食育を位置づけ推進することで、こどもの健全な食生活の実現と豊かな人間形成を図ります。 全小中学校で策定している食育全体計画に基づき、専門的な知識を有する栄養教諭等と連携して推進します。	教育委員会

(4) 子育て支援のネットワークづくり

事業名	内容／今後の方向性	担当課
子育てネットワークの充実	子育てに不安を持つ家庭への支援として、相談や情報の提供、子育てサークルを支援するためのネットワークを拡充します。	いきいろ 子ども未来課
児童遊園等運営事業	健全な遊びを通して、多様な経験を積みながら健康に育つように、維持管理等整備を図り、場の提供と活動の支援を行います。	いきいろ 子ども未来課
相談事業の充実	こどもの成長と養育に関するさまざまな問題解決のため、こども家庭センター（令和5年度設置）を中心に担当部署や専門職などと連携し、相談業務の充実を図り、専門的に相談を行います。	いきいろ 子ども未来課 教育委員会
地域子育て支援拠点事業	地域子育て支援拠点を開設し、子育て家庭の親とそのこども（主として概ね3歳未満の児童及び保護者）を対象として、子育て親子の交流の場の提供と交流の促進、子育て等に関する相談及び援助、地域の子育て関連情報の提供や子育て及び子育て支援に関する講習等を実施します。	いきいろ 子ども未来課
広報事業	子育て支援・母子保健サービスの情報提供を一元的に把握し、市報、ホームページ、「結婚・出産・子育て支援サービスガイドブック」、母子手帳アプリ「壱岐はぐ」を用いたタイムリーな情報発信を行います。	いきいろ 子ども未来課

(5) 家庭や地域の教育力の向上

事業名	内容／今後の方向性	担当課
子育てネットワークの充実（再掲）	子育てに不安を持つ家庭への支援として、相談や情報の提供、子育てサークルを支援するためのネットワークを拡充します。	いきいろ 子ども未来課
相談事業の充実（再掲）	こどもの成長と養育に関するさまざまな問題解決のため、こども家庭センター（令和5年度設置）を中心に担当部署や専門職などと連携し、相談業務の充実を図り、専門的に相談を行います。	いきいろ 子ども未来課 教育委員会
地域子育て支援拠点事業（再掲）	地域子育て支援拠点を開設し、子育て家庭の親とそのこども（主として概ね3歳未満の児童及び保護者）を対象として、子育て親子の交流の場の提供と交流の促進、子育て等に関する相談及び援助、地域の子育て関連情報の提供や子育て及び子育て支援に関する講習等を実施します。	いきいろ 子ども未来課
広報事業（再掲）	子育て支援・母子保健サービスの情報提供を一元的に把握し、市報、ホームページ、「結婚・出産・子育て支援サービスガイドブック」、母子手帳アプリ「壱岐はぐ」を用いたタイムリーな情報発信を行います。	いきいろ 子ども未来課
ノーメディアデーの推進	ノーメディアデーを設定し、学校便り等での周知や各種健診機会などを利用して推進を行います。 また、各学校において、学校保健委員会等を活用したメディア教育に取り組むとともに、乳幼児健診や園での歯なまる教室等の際に乳幼児期のメディアとの関りについて保健師による健康教育を実施するなど、メディアの適切な活用・関り方に関する周知・啓発を推進します。	いきいろ 子ども未来課 教育委員会

事業名	内容／今後の方向性	担当課
公民館教室	各地区公民館を拠点として、地域で活動している各組織のサポートや各種講座及び教室などを開催し、生涯学習の推進を図ります。 また、事業を推進していくために必要な人材や団体の確保及び育成に努めます。	教育委員会
図書ボランティアの推進	公民館活動の一環として、こどもたちへの読み聞かせ等、本を通じた親子のふれあい、親同士の交流を支援します。 また、図書ボランティアの資質向上に向けた研修等を実施します。	教育委員会
学校グラウンド・運動場の地域への開放	こどもたちがスポーツに親しむ習慣、意欲及び能力を育成するため、施設の開放や指導者の確保・育成、体育施設の器具の更新を行います。	教育委員会
社会体育活動支援事業	少年スポーツなどの活動を行う団体を支援し、地域全体で健全育成を進めて行きます。 あわせて、指導者の育成に力を注ぎ、将来有望な人材の育成を行います。	教育委員会
児童委員・主任児童委員活動の推進	児童委員・主任児童委員による地域に密着した相談活動の充実を図ります。	市民福祉課 いきいろ 子ども未来課
ココロねっこ運動の推進	「ココロねっこ運動」とは、こどもの心の根っこを育てるため、大人のあり方を見直し、みんなでこどもを育てる運動です。 今後も学校と地域が連携した事業の推進体制を整備するとともに、指導員及び推進員の資質向上に努めます。	教育委員会
P T A 活動への支援	P T A 活動への理解度向上と活動内容の充実に向けて、活動費助成や指導者研修等を行います。	教育委員会
郷土の歴史文化伝統継承活動	地域の歴史や文化を知る出前講座の実施など、こどもたちが伝統文化や芸術に身近に触れ、参加、体験できる環境を拡充するとともに、学校文化活動への参加を奨励し、豊かな心の育成と文化の継承に努めます。	教育委員会
親子ともに学び合えることができる場の提供	11 月の子育て支援月間に合わせて吉野市保育士会が実施する「親子ふれあい広場」等、親子で育ち合う遊びや、親子の関わり大切さを学ぶ機会を関係機関と連携して提供します。	いきいろ 子ども未来課

(6) 地域における子育て支援サービスの充実

事業名	内容／今後の方向性	担当課
ア. 居宅における支援	<u>妊産婦新生児訪問事業・乳児家庭全戸訪問事業（再掲）</u> 母子保健法及び児童福祉法に基づいて、妊産婦・新生児・乳児のいる家庭を助産師、看護師、保健師等が訪問し、問題ケースの把握や疾病の早期発見を行います。 早期支援が必要なケースとして、産科医療機関等から連絡票の送付があった場合は、対象者と連絡をとり、早期訪問を実施します。 今後も対象家庭をすべて訪問することを目標とし、発育・発達の確認、保護者の育児不安・育児負担の軽減が出来るよう支援します。	いきいろ 子ども未来課
イ. 保育所その他の施設における児童養育支援の充実	<u>①乳幼児等訪問指導・養育支援訪問事業（再掲）</u> 妊産婦、乳児家庭全戸訪問等の実施により把握した保護者の養育支援を行います。全戸訪問指導後に、引き続き指導を必要とする対象者については、養育支援訪問を実施するなど継続指導を行います。 また、必要に応じて医療機関等関係機関へつなぎ、育児負担の軽減・不安解消への支援を行います。	いきいろ 子ども未来課
	<u>②ファミリー・サポート・センター事業</u> 「子育てのお手伝いをしたい人」と「子育ての手助けをしてほしい人」が、ともに会員になって保育所等への送迎や一時預かり等の子育てに関する相互援助活動を支援する事業を、吉崎市社会福祉協議会へ委託して実施します。	いきいろ 子ども未来課
	<u>③託児支援事業のネットワーク化（再掲）</u> 関係機関の共同参画により、ネットワークの拡大と支援体制の充実を図ります。	いきいろ 子ども未来課
	<u>④幼児期の教育・保育サービスの充実</u> 本計画に基づき、市内全域を1つの区域として設定して利用実態やニーズを踏まえ、幼児期の教育・保育サービスの提供及び充実を図ります。 また、施設の老朽化による維持・補修及びサービスを充実させるための認定こども園の設置について検討を進めます。	いきいろ 子ども未来課 教育委員会
	<u>⑤認定こども園の整備</u> 保育の量の確保と質の向上を目指して、認定こども園の整備を推進します。	いきいろ 子ども未来課 教育委員会

事業名	内容／今後の方向性	担当課
イ. 保育所その他の施設における児童養育支援の充実	<u>⑥地域子ども・子育て支援事業の実施</u> 本計画に基づき、「地域子ども・子育て支援事業」の各種サービスを実施します。	いきいろ 子ども未来課
	<u>⑦病児保育の実施</u> 現在市内の医療機関に委託し実施しています。今後も委託先の医療機関との連携を密にするとともに、利用者のニーズに合わせた事業の充実を図ります。	いきいろ 子ども未来課
	<u>⑧広報事業（再掲）</u> 子育て支援・母子保健サービスの情報提供を一元的に把握し、市報、ホームページ、「結婚・出産・子育て支援サービスガイドブック」、母子手帳アプリ「壱岐はぐ」を用いたタイムリーな情報発信を行います。	いきいろ 子ども未来課
ウ. 児童の養育に関する保護者への相談支援と情報提供の充実	<u>①子育てネットワークの充実（再掲）</u> 子育てに不安を持つ家庭への支援として、相談や情報の提供、子育てサークルを支援するためのネットワークを拡充します。	いきいろ 子ども未来課
	<u>②相談事業の充実（再掲）</u> こどもの成長と養育に関するさまざまな問題解決のため、こども家庭センター（令和5年度設置）を中心に担当部署や専門職などと連携し、相談業務の充実を図り、専門的に相談を行います。	教育委員会 いきいろ 子ども未来課
	<u>③広報事業（再掲）</u> 子育て支援・母子保健サービスの情報提供を一元的に把握し、市報、ホームページ、「結婚・出産・子育て支援サービスガイドブック」、母子手帳アプリ「壱岐はぐ」を用いたタイムリーな情報発信を行います。	いきいろ 子ども未来課

基本目標3 こどもの成長段階に応じた支援の充実

(1) 幼児期の教育・保育サービスの充実

事業名	内容／今後の方向性	担当課
幼児期の教育・保育サービスの充実（再掲）	本計画に基づき、市内全域を1つの区域として設定して利用実態やニーズを踏まえ、幼児期の教育・保育サービスの提供及び充実を図ります。 また、施設の老朽化による維持・補修及びサービスを充実させるための認定こども園の設置について検討を進めます。	いきいろ 子ども未来課 教育委員会
認定こども園の整備（再掲）	保育の量の確保と質の向上を目指して、認定こども園の整備を推進します。	いきいろ 子ども未来課 教育委員会
幼児教育アドバイザーの設置	幼児教育や保育の質を向上させるため、幼児教育の推進を行う「幼児教育アドバイザー」を配置します。	いきいろ 子ども未来課
障がい児保育の推進	障がい児の受け入れについて、保護者の要望と施設の状況を把握して、必要に応じて改善を行うなど、より良い調整を行うことにより障がい児の処遇の向上を図ります。 また、障がい児を受け入れた施設と担当課とが情報共有を行い、受け入れによって出てきた課題の解決に取り組むとともに、保育所から小学校などライフステージが変わる中でもより良い受け入れができるような体制づくりを行います。 さらに、障がい児や要支援のこどもの保護者に対して、必要な支援や援助を行うように努めます。	いきいろ 子ども未来課
幼稚園と保育所の一元化	吉崎市子ども・子育て会議において、公立幼稚園及び公立保育所のあり方について議論を行い、一貫した総合施設の設置等、幼稚園と保育所の運営について検討します。 保育所については、令和4年度から筒城保育所を石田こども園に統合しており、へき地保育所については、令和6年度末までに渡良保育所、沼津保育所、初山保育所、柳田保育所、志原保育所を閉園します。 幼稚園については、保護者からの意見・要望等を含めて、幼稚園の統廃合についての協議を重ね、勝本幼稚園及び霞翠幼稚園を霞翠幼稚園へ、箱崎幼稚園及び瀬戸幼稚園を瀬戸幼稚園へ統廃合する方針を決定しました。今後、小学校との連携や交流など、統廃合後の円滑な園の運営に向けて検討を進めます。 また、関係部署が連携を図りながら認定こども園の設置をすすめるとともに、幼児教育・保育の更なる充実に向けて、恒常的に不足する幼稚園教諭・保育士の確保に努めます。	いきいろ 子ども未来課 教育委員会

事業名	内容／今後の方向性	担当課
幼・保・小の連携強化	各幼稚園と小学校の交流活動を推進し、こどもたちの心の育ちにつなげます。 今後、幼稚園の統廃合及び認定こども園の設置に向けて関係部署と連携強化を図るとともに、幼保小連携推進協議会の設置に向けて調整を行います。	いきいろ 子ども未来課 教育委員会
広報事業（再掲）	子育て支援・母子保健サービスの情報提供を一元的に把握し、市報、ホームページ、「結婚・出産・子育て支援サービスガイドブック」、母子手帳アプリ「吉野はぐ」を用いたタイムリーな情報発信を行います。	いきいろ 子ども未来課

（２）こどもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備

事業名	内容／今後の方向性	担当課
ア．確かな学力の向上	①教職員の資質向上 教職員の資質及び専門性の向上を図るため、各種研修を行います。また、教職員による自主的な研修活動を支援するとともに、研修時間の確保に努めます。	教育委員会
	②外部人材の活用 小中学校の活性化を図るため、外部人材（ゲストティーチャー、スクールボランティア等）の積極的な活用を図ります。 また、市内 18 校に開設したコミュニティ・スクールの取組を推進し、地域と学校が協働しやすい環境づくりを推進します。	教育委員会
イ．豊かな心の育成	①地域と学校の連携・強化 小中学校が地域の特性や児童生徒の個性を生かし、道徳授業の公開や様々な体験活動、地域との連携・交流を通して、心豊かな児童生徒の育成を図ります。	教育委員会
	②心の教室相談員と児童委員・主任児童委員の連携 学校及び地域での児童の状況を連携して把握することにより、個々の実情にあった相談活動を図ります。また、相談員と児童委員・主任児童委員との交流研修やケース会議を行います。 また、市内 18 校に開設したコミュニティ・スクールの取組を推進し、地域と学校が協働しやすい環境づくりを推進します。	教育委員会

事業名	内容／今後の方向性	担当課
イ. 豊かな心の育成	<u>③読書活動の推進</u> 読書活動を推進するため、朝の読書活動や家庭での親子読書などの奨励を行います。また、図書ボランティアの活用も推進します。 また、こどもの図書への関心を高める取組や、図書館教育担当を中心とした全職員で取り組む体制づくり、学校司書と連携した取組等を通して、図書内容の充実及び読書時間の確保などこどもが読書に関心を持つようなきっかけ作りに努めます。	教育委員会
ウ. 信頼される学校づくり	<u>①「心の教室相談員」推進事業</u> 全中学校に配置した「心の教室相談員」により、各中学校の実情に応じた取組を推進し、生徒の悩みなどの相談に対応します。	教育委員会
	<u>②特色のある学校づくりの推進</u> 統合的な学習の時間等を活用して、職業体験などの体験活動や地域の人材を講師として招いた授業など、市内 18 校に開設したコミュニティ・スクールと連携して、学校と地域の協働による特色ある学校づくりを推進します。	教育委員会
	<u>③郷土の歴史文化伝統継承活動（再掲）</u> 地域の歴史や文化を知る出前講座の実施など、こどもたちが伝統文化や芸術に身近に触れ、参加、体験できる環境を拡充するとともに、学校文化活動への参加を奨励し、豊かな心の育成と文化の継承に努めます。	教育委員会
	<u>④家庭児童相談員との連携</u> いきいろ子ども未来課内に配属された家庭児童相談員と課内で連携し、さらに関係機関と連携しながら家庭児童についての相談業務の更なる充実を図ります。	いきいろ 子ども未来課

(3) 児童・生徒の健全育成の推進

事業名	内容／今後の方向性	担当課
学童保育の充実	昼間、保護者が不在となる小学生の放課後児童健全育成事業として、放課後児童クラブを実施します。 現在、すべての小学校区の児童が利用できるよう、市内6クラブへ業務を委託して実施しており、放課後や長期休業中等に、児童の健全な育成を図るための適切な遊び及び生活の場の確保と、育児と仕事の両立ができる子育て環境を確保しています。 家庭、地域等との連携の下、児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図るとともに、地域のニーズに合わせた放課後児童クラブの充実を図ります。	いきいろ 子ども未来課
子育てネットワークの充実（再掲）	子育てに不安を持つ家庭への支援として、相談や情報の提供、子育てサークルを支援するためのネットワークを拡充します。	いきいろ 子ども未来課
要保護児童対策地域協議会の機能強化	関係機関との連携を図りながら、児童虐待等の発生予防、早期発見・早期対応から、児童虐待を受けたこどもの保護・自立に至るまでの切れ目のない支援を行い、こどもの生活の保全と情緒の安定を図ります。	いきいろ 子ども未来課
青少年スポーツの推進	スポーツの普及振興を図るため、施設の修繕など市民が安全に使用できるようにスポーツ施設の整備を行います。 また、各団体の指導者を対象とした講座への参加を推進するとともに、指導者の確保に努めます。	教育委員会
学校グラウンド・運動場の地域への開放（再掲）	こどもたちがスポーツに親しむ習慣、意欲及び能力を育成するため、施設の開放や指導者の確保・育成、体育施設の器具の更新を行います。	教育委員会

事業名	内容／今後の方向性	担当課
社会教育施設、文化施設、社会体育施設などの活用	こどもの居場所として、市内の図書館、公民館、体育館等の社会教育施設を開放し、その活用を促進します。また、安全に利用できるように、施設の充実と維持管理に努めます。	教育委員会
ココロねっこ運動の推進（再掲）	「ココロねっこ運動」とは、こどもの心の根っこを育てるため、大人のあり方を見直し、みんなでこどもを育てる運動です。 今後も学校と地域が連携した事業の推進体制を整備するとともに、指導員及び推進員の資質向上に努めます。	教育委員会
生涯学習推進事業	各地区公民館を拠点として、夏休み等に小学生を対象とした公民館教室を開催し、生涯学習の推進を図るとともに、学習メニューの更なる充実に努めます。	教育委員会
地域子ども教室の展開	市内8か所で実施されている地域こども教室については、各地区の実情に応じて事業を継続的に実施します。 また、実施されていない地区の現状とニーズの把握に努め、取組へのサポートを行います。	教育委員会

（４）思春期保健対策の充実

事業名	内容／今後の方向性	担当課
健康教育・保健指導の充実	関係機関と連携して、食事や睡眠等の基本的な生活習慣づくりや心の健康、性、喫煙・飲酒、薬物乱用等に関する健康教育を行います。	健康増進課 いきいろ 子ども未来課
スクールカウンセラーの配置	いじめや不登校等、児童・生徒の相談に応じるためスクールカウンセラーを配置します。	教育委員会
児童相談所との連携強化	令和5年度に設置したこども家庭センターを中心に、関係機関との連携強化に努めるとともに、様々な相談に対応して支援を行います。	いきいろ 子ども未来課
相談対応	心の問題に悩んでいる青少年や家族からの相談があった場合には、壱岐保健所等の適切な機関へつなぎます。	健康増進課 いきいろ 子ども未来課

基本目標4 こどもや子育て家庭に対する専門的支援の充実

(1) ひとり親家庭の自立支援の推進

事業名	内容／今後の方向性	担当課
児童扶養手当の支給	法に則った対象者の把握と支給要件の確認を行い、手当の支給を行います。制度の改正があった場合には、速やかに制度の周知を行います。	いきいろ 子ども未来課
相談体制の充実や 情報提供	母子・父子自立支援員・家庭児童相談員により、ひとり親家庭等の自立支援に必要な助言・指導や相談体制を行い、情報提供を行います。 また、吉崎市ホームページ及び「結婚・出産・子育てサービスガイドブック」等に制度を掲載し、周知徹底に努めます。	いきいろ 子ども未来課
母子及び父子並びに寡婦家庭医療費の助成	母子及び父子並びに寡婦家庭に医療費自己負担相当額を助成します。(所得などの支給要件があります。) また、制度の周知徹底を図ります。	いきいろ 子ども未来課
母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付	法に基づく福祉資金の貸付を行います。	いきいろ 子ども未来課
母子及び父子自立支援給付金事業	母子家庭の母・父子家庭の父の自立・就業支援のため、高等職業訓練促進給付金事業及び自立支援教育訓練給付金事業を実施します。	いきいろ 子ども未来課

(2) 障がい児施策の充実

事業名	内容／今後の方向性	担当課
各種健康診査の推進	母子保健法等に基づき、乳児健康診査・1歳6か月児健康診査・3歳児健康診査・新生児聴覚検査を実施します。 健康管理システムやフォロー台帳等を活用し、健診結果を管理するとともに、定期的にケース共有を行うことで、疾病や障がい等の早期発見と早期支援、関係機関と連携した切れ目ない支援に努めます。 また、健診未受診者については、訪問や面談等で目視確認を行い全数把握を行います。疾病や障がい等が疑われる場合には受診勧奨や専門相談等へつなぐなど、関係機関との連携を図ります。	いきいろ 子ども未来課

事業名	内容／今後の方向性	担当課
療育支援体制の整備	各専門職種がこどもの発達全般における問題や障がいのある児童に対し、日常生活上における基本的な動作及び知識技術の習得を目的とする児童発達支援（療育）事業を実施し、集団生活への適応を支援するとともに、事業の展開に必要な児童発達管理責任者の養成と資質向上を推進します。 また医療機関と連携して、セラピスト（言語聴覚士・臨床心理士・作業療法士等）が行う療育支援の実施に努めます。	いきいろ 子ども未来課
吉崎こどもセンターの機能強化	吉崎こどもセンターは市内唯一の療育機関として、いきいろ子ども未来課をはじめ、各保育所、幼稚園や学校、医療機関との連携を行いつつ、発達過程における児童の問題を保護者とともに一つひとつ共有しながら解決をしています。 今後は県の事業と連携しながら研修制度・人材の派遣等を活用し、従事職員の技術向上に努めるとともに、センターの機能強化を図ります。	いきいろ 子ども未来課
特別支援教育の充実	障がいのある児童生徒の就学先について、就学前保護者相談会を実施するとともに、全ての就学予定児にスクリーニングを行い、結果に応じて幼稚園や保育所等に参観・聞き取り等を行います。 また、発達障害等の障害についての研修会の開催や就学相談の流れ等について説明をする機会を設けるなど、保護者や関係者の理解を求め、特別支援教育の推進に努めます。	教育委員会
障がい児保育の推進（再掲）	障がい児の受け入れについて、保護者の要望と施設の状況を把握して、必要に応じて改善を行うなど、より良い調整を行うことにより障がい児の処遇の向上を図ります。 また、障がい児を受け入れた施設と担当課とが情報共有を行い、受け入れによって出てきた課題の解決に取り組むとともに、保育所から小学校などライフステージが変わる中でもより良い受け入れができるような体制づくりを行います。 さらに、障がい児や要支援のこどもの保護者に対して、必要な支援や援助を行うように努めます。	いきいろ 子ども未来課
障がい児・医療的ケア児支援ネットワークの構築	障がい児・医療的ケア児が地域で安心して暮らせるように、自立支援協議会の児童部会の充実を図り、児童から成人への支援ネットワークを広げます。 また、自立支援協議会にて吉崎市障がい福祉計画・障がい児福祉計画の点検と評価を行います。	市民福祉課 いきいろ 子ども未来課
日中一時支援事業の充実	就学前の障がい児を一時的に預かり、日中活動の場の提供及び充実を図ります。	市民福祉課

事業名	内容／今後の方向性	担当課
発達障害への対応	母子保健事業や各種子育て相談等により、ＬＤやＡＤＨＤ等の発達障害のあるこどもに関する相談や支援を行い、障害や発達に応じて、乳幼児期から学校卒業までの必要な支援に努めます。 また、支援する有資格者の募集を行うなど、人員の確保に努めます。	いきいろ 子ども未来課
相談支援事業	相談支援事業所を通じ、専門員が障がいや発達過程において問題のある児童についての支援計画を保護者とともに構築します。また、関係機関と連携し、必要な時に必要な支援がつながるように充実させます 発達障害や診断名等がまだついていない幼児などの相談支援については、関係機関や病院などと連携し、充実を図ります。 また、障害者（児）相談支援専門員の養成に努めます。	いきいろ 子ども未来課

（３）経済的支援の推進

事業名	内容／今後の方向性	担当課
児童手当の支給	法に基づいた認定及び支給業務の実施を行うとともに、制度の周知に努めます。 また、国の施策に着目し、更なる制度改革があった場合には速やかに制度周知を行い、認定及び支給業務の実施を行います。	いきいろ 子ども未来課
乳幼児・こども医療費助成事業（再掲）	子育てに関する経済的な負担が大きいという現状から、こどもにかかる医療費の負担軽減を図るため、保険診療の患者負担分を助成している乳幼児・こども福祉医療費制度については、壱岐市独自に３歳未満児の自己負担額無料化を実施しています。なお、県外受診の保険適用内の医療費については償還払いで対応しています。 また、令和５年度から、高校生世代まで対象を拡充しました。今後は小・中学生の福祉医療現物給付化に取り組みます。	いきいろ 子ども未来課
児童扶養手当の支給（再掲）	法に則った対象者の把握と支給要件の確認を行い、手当の支給を行います。制度の改正があった場合には、速やかに制度の周知を行います。	いきいろ 子ども未来課
母子及び父子並びに寡婦家庭医療費の助成（再掲）	母子及び父子並びに寡婦家庭に医療費自己負担相当額を助成します。（所得などの支給要件があります。） また、制度の周知徹底を図ります。	いきいろ 子ども未来課

事業名	内容／今後の方向性	担当課
出産祝金事業	家庭における生活の安定と幸せな地域づくりを進めるため、第2子以降出産された場合に祝金支給を行います。	いきいろ 子ども未来課
特別児扶養手当の支給	制度の周知徹底と法に基づいた認定請求、その他届出等の受付業務を行います。 正確な受付業務・進達を行い、制度改正等があった場合には速やかに制度周知を行います。	いきいろ 子ども未来課
保育料の軽減	無償化対象外の児童については市独自の軽減措置を継続して実施します。 また、第2子以降の保育料については無料とします。(0～2歳児対象)	いきいろ 子ども未来課
吉崎市奨学金制度	吉崎市民の子弟で、経済的理由により就学困難な高等学校、高等専門学校、短期大学、専修学校（専門課程）及び大学の在学学生を対象に奨学金を貸与します。	教育委員会

(4) 児童虐待防止対策の充実

事業名	内容／今後の方向性	担当課
要保護児童対策地域協議会の機能強化（再掲）	関係機関との連携を図りながら、児童虐待等の発生予防、早期発見・早期対応から、児童虐待を受けたこどもの保護・自立に至るまでの切れ目のない支援を行い、こどもの生活の保全と情緒の安定を図ります。	いきいろ 子ども未来課
児童相談所との連携強化（再掲）	令和5年度に設置したこども家庭センターを中心に、関係機関との連携強化に努めるとともに、様々な相談に対応して支援を行います	いきいろ 子ども未来課

(5) こどもを取り巻く有害環境対策の推進

事業名	内容／今後の方向性	担当課
ココロねっこ運動の推進（再掲）	「ココロねっこ運動」とは、こどもの心の根っこを育てるため、大人のあり方を見直し、みんなでこどもを育てる運動です。 今後も学校と地域が連携した事業の推進体制を整備するとともに、指導員及び推進員の資質向上に努めます。	教育委員会
社会環境立入調査の実施	県教育庁等関係機関・団体と連携し、各販売店やビデオレンタル店等に対する指導や立入調査を継続・拡大するとともに、各家庭に対しても有害な情報の取扱い上の留意点について指導をしていきます。	教育委員会

(6) 不登校やひきこもり対応の充実

事業名	内容／今後の方向性	担当課
「心の教室相談員」推進事業	全中学校に配置した「心の教室相談員」が生徒の相談相手となって相談を受けるなどして、心のケアに努めます。	教育委員会
カウンセリングによる相談・支援体制の強化	専門的な知識を持つスクールカウンセラーが不足しているので、県の事業と連携しながら増員などの体制の強化に努めます。	教育委員会
不登校に関する相談・支援体制の強化	不登校相談ネットワーク（通称「i-ネット」）及び教育支援教室「太陽」の相談・支援体制の強化と周知を図り、早い段階からの個に応じた相談や関係者及び関係機関等が連携した支援に努めます。	教育委員会
長崎県ひきこもり地域支援センター	長崎県ひきこもり地域支援センターの周知を行い、当事者や家族への相談対応及び支援を推進します。	いきいろ子ども未来課

(7) 地域ぐるみでの居場所づくりの推進

事業名	内容／今後の方向性	担当課
こどもの居場所づくりのネットワーク化	こどもの居場所づくりに取り組む団体をはじめ、地域のこどもや子育てを支援する団体のネットワークを構築し、民間主体によるこどもの居場所の展開を推進します。	いきいろ子ども未来課

(8) こどもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

事業名	内容／今後の方向性	担当課
関係機関・団体との情報交換	こどもを犯罪・事故等の被害から守るため、学校警察連絡協議会において関係機関・団体との情報交換を密にします。	教育委員会
パトロール活動の推進	P T A等や関係団体と連携し、校区内を巡回することで、青少年を非行から守るパトロール活動を推進するとともに、その活動を支援します。	教育委員会
防犯ボランティアの推進	地域全体に防犯意識の浸透を図り、犯罪のない安全・安心のまちづくりに貢献する防犯ボランティア活動を推進します。	危機管理課

(9) 被害にあったこどもの保護の推進

事業名	内容／今後の方向性	担当課
「心の教室相談員」推進事業 (再掲)	全中学校に配置した「心の教室相談員」が生徒の相談相手となって相談を受けるなどして、心のケアに努めます。	教育委員会
カウンセリングによる相談・支援体制の強化(再掲)	専門的な知識を持つスクールカウンセラーが不足しているので、県の事業と連携しながら増員などの体制の強化に努めます。	教育委員会
要保護児童対策地域協議会の機能強化(再掲)	関係機関との連携を図りながら、児童虐待等の発生予防、早期発見・早期対応から、児童虐待を受けたこどもの保護・自立に至るまでの切れ目のない支援を行い、こどもの生活の保全と情緒の安定を図ります。	いきいろ 子ども未来課
児童相談所との連携強化(再掲)	令和5年度に設置したこども家庭センターを中心に、関係機関との連携強化に努めるとともに、様々な相談に対応して支援を行います。	いきいろ 子ども未来課

(10) こどもの貧困対策の推進

事業名	内容／今後の方向性	担当課
こどもの居場所づくりの推進 (こども食堂等)	地域のニーズを把握し、こども食堂等、こどもの居場所づくりの取組を支援します。 また、団体等の立ち上げ支援を行い、連携して居場所づくりを推進します。	いきいろ 子ども未来課
貧困対策強化事業	こどもの居場所づくりのネットワークや壱岐市要保護児童対策地域協議会等における児童福祉、保健医療、教育、警察、司法など関係機関との連携強化を図り、貧困家庭の早期発見や適切な対応など対策を強化します。	いきいろ 子ども未来課
生活保護制度	法に則った制度適用の可否決定を行い、その最低限の生活を保障し、家庭の自立を助長します。	保護課

基本目標5 こども・若者が希望を持って生きていくための支援の充実

(1) 次代の親の育成

事業名	内容／今後の方向性	担当課
妊産婦保健事業 (再掲)	母子保健法に基づいて、妊娠届出の受理及び母子健康手帳の交付を行い、妊娠・出産に関する相談に助産師や保健師等の専門職が応じ、妊娠期から継続したサポートを実施します。 妊産婦については、産科医療機関等との連絡会を実施し、関係者での情報共有・連携の推進を図るとともに、特定妊婦の可能性のある対象者については児童福祉と定期的に支援状況を共有し、必要に応じて協働で支援を行います。 また、こども家庭センター（令和5年度設置）を中心に、サポートプランの作成等の支援を行います。 更に、医療機関と連携し、産後ケア事業・妊産婦の検診又は分娩に対する交通費等の支援を行います。	いきいろ 子ども未来課
赤ちゃん広場	出産前の妊婦及び、1歳のお誕生月までの乳児と保護者を対象とし、プログラムを通じた育児支援や乳幼児期の親との交流の機会をつくるなど、親育ち支援に努めます。	いきいろ 子ども未来課
ふれあい交流事業	市内在住の独身男女の交流活動を推進し、未婚化・晩婚化及び少子化に歯止めをかけることを目的として、各種団体が実施する婚活イベント事業への補助を行います。	政策企画課

(2) 多様な働き方の実現及び男性を含めた働き方の見直し

事業名	内容／今後の方向性	担当課
男女共同参画事業	壱岐市男女共同参画基本計画に基づき、各種研修会の企画や啓発活動を実施し、男女が協力しあえる家事・育児・介護等の環境整備のほか、地域活動における男女共同参画の推進に努めます。	政策企画課

(3) ヤングケアラーへの支援

事業名	内容／今後の方向性	担当課
ヤングケアラーの早期発見・把握	ヤングケアラーに関する普及啓発を行うとともに、教育、福祉、介護等の関係機関と連携を強化し、早期発見・把握や適切な支援につなげます。	いきいろ 子ども未来課 教育委員会
実態把握及び研修の実施	ヤングケアラーの実態を把握するための情報収集に努めるとともに、関係機関・団体等の職員に対してヤングケアラー支援について理解を深めるための研修等の実施を検討します。	いきいろ 子ども未来課 教育委員会
相談支援体制の整備	県や支援者団体等による、ヤングケアラーを対象としたピアサポート等の悩み相談支援体制の周知や連携体制の整備に努めます。	いきいろ 子ども未来課 教育委員会

(4) 良質な住宅の確保

事業名	内容／今後の方向性	担当課
公営住宅整備事業の推進	子育て世帯や高齢者が安心かつ快適な生活ができるよう、居住性向上といった公営住宅の改善・改修を図ります。	建設課
バリアフリー化の推進	公共施設において、バリアフリー対策等安全・安心に配慮した計画的な建替・維持補修に努めます。	建設課

(5) 良質な居住環境の整備

事業名	内容／今後の方向性	担当課
やさしいまちづくり環境整備	「吉崎市通学路交通安全防犯プログラム」に基づいて、高齢者、障がい者、妊産婦、こどもたちなど、誰もが安心して快適に暮らせる交通環境の整備を推進します。	建設課 等
公共施設のバリアフリー化	市庁舎や学校などの公共施設における段差の解消等について、必要に応じて改善を促進します。	政策企画課 教育委員会 等
公共施設の開放と児童公園環境の整備	こどもの安全な遊び場を確保する視点に立ち、遊具の点検や修理といった公園・広場等の整備を進めます。	建設課 いきいろ 子ども未来課 等

(6) 安心して外出できる環境の整備

事業名	内容／今後の方向性	担当課
街路整備事業	こどもや親子連れが安心して移動できるように、こどもや親子連れの視点に立った街路の整備を促進します。	建設課 等
交通安全施設の整備	地域の実態や景観、必要性等に配慮し、関係機関と連携を図りながら、信号機やカーブミラーなどの交通安全施設の整備を進めます。	建設課 等
公共施設、公共交通機関等のバリアフリー化	公共施設、公共交通機関等のバリアフリー化に向けて建築物の改善等を促進します。 また、市内のバリアフリー施設等について、ＨＰやパンフレット等で情報発信を行います。	建設課 等
こどもにやさしいトイレ等の整備	吉崎市公共施設個別施設計画に基づいて、授乳施設や段差の解消、スロープ、多目的トイレ等の設置など、こども連れの利用に配慮した公共施設等の整備に努めます。	建設課 観光課 等
公共施設の開放と児童公園環境の整備（再掲）	こどもの安全な遊び場を確保する視点に立ち、遊具の点検や修理といった公園・広場等の整備を進めます。	建設課 いきいろ 子ども未来課 等
子育て世帯への情報提供	公共施設等における、授乳施設や親子トイレ等に関する情報を、子育て情報誌やホームページ等を通じて提供していきます。	いきいろ 子ども未来課 等
チャイルドシートの普及促進	警察や幼稚園・保育所等と連携し、チャイルドシートの正しい使用方法等について、市ホームページや各種イベント等の機会を通じて啓発を行います。	危機管理課

(7) 安全・安心のまちづくりの推進等

事業名	内容／今後の方向性	担当課
防犯灯・街路灯の設置促進	市民が安心して歩けるまちづくりを目指し、地域の要望を考慮した防犯灯・街路灯の整備を推進します。	総務課 建設課 等
防犯活動の推進	吉崎市安全・安心まちづくり協議会、長崎県犯罪のない安全安心まちづくり推進県民会議吉岐支部、市民、企業、ボランティア、学校などと連携して、防犯活動の推進を図ります。	総務課 教育委員会 危機管理課
野犬対策	こどもたちが野犬に襲われる等の被害を未然に防ぐため、吉岐保健所と連携し、野犬の捕獲に努め、安心して暮らせるまちづくりを目指します。	環境衛生課

第5章 量の見込みと確保方策(子ども・子育て支援事業計画)

1 子ども・子育て支援法に基づく基本指針の改正への対応

本計画は、子ども・子育て支援法に基づく基本指針に即して策定することとされています。令和4年6月の「児童福祉法等の一部を改正する法律」及び令和6年6月の「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」が成立したことを受け、基本指針の改正が行われました。

◆主な改正内容

- 家庭支援事業の新設・拡充及び利用勧奨・措置に関する事項の追加
- こども家庭センター及び地域子育て相談機関に関する事項の追加
- 妊婦等包括相談支援事業に関する事項の追加
- 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）に関する事項の追加
- 産後ケアに関する事業の追加

2 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法では、子ども・子育て支援事業計画の策定にあたり、教育・保育、地域子ども・子育て支援事業を提供する区域を定め、当該区域ごとに「量の見込み」や「確保方策」を定めることとしています。

国から示された教育・保育提供区域の考え方、及び壱岐市における教育・保育提供区域の設定は、以下の通りです。

(1) 教育・保育提供区域の考え方

- | |
|---|
| ①地理的条件、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための整備状況その他の条件を勘案したものである。 |
| ②地域型保育事業の認可の際に行われる需給調整の判断基準となる。 |
| ③地域子ども・子育て支援事業と共通の区域設定とすることが基本となるが、実態に応じて区分又は事業ごとに設定することができる。 |

(2) 教育・保育提供区域を設定するに当たっての留意事項

ポイント① 事業量の調整単位として適切か	ポイント② 事業の利用実態を反映しているか
●児童数や施設数は適切な規模か ●区域ごとに事業量の見込みが算出可能か ●区域ごとに確保策を打ち出せるか	●居宅より容易に移動することが可能か ●区域内で事業の確保が可能か ●現在の事業の考え方と合っているか

(3) 教育・保育提供区域について

壱岐市では、市内全域を1つの区域として設定し、現在の利用実態や今後のニーズを踏まえ、教育・保育、地域子ども・子育て支援事業を実施します。

3 教育・保育の量の見込みと提供体制の確保

(1) 人口推計

「量の見込み」を算出するにあたって、基礎データとなる0歳から11歳までの計画期間中の推計児童数を平成31年から令和6年までの各年4月1日現在の住民基本台帳人口を使用し、コーホート変化率法を用いて算出しました。

※コーホート変化率法

各コーホート（同じ年（または同じ期間）に生まれた人々の集団）について、過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法。

【推計児童数】

単位 (人)	基準値	推計値				
	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
0歳	120	120	115	112	108	105
1歳	102	123	122	118	115	111
2歳	145	100	122	122	117	114
3歳	150	147	102	123	123	118
4歳	139	147	144	99	121	121
5歳	180	136	145	142	97	119
6歳	176	180	136	145	143	97
7歳	200	174	178	135	144	141
8歳	198	201	175	179	135	144
9歳	205	194	197	171	175	132
10歳	218	204	193	196	171	175
11歳	221	213	200	189	192	167
合計	2054	1939	1829	1731	1641	1544

(単位：人)

(2) 保育の必要性の認定について

子ども・子育て支援法では、子ども及びその保護者が教育・保育給付を受ける場合は、こどもの年齢や保育の必要性に応じた認定（法第 19 条）を受けることが必要となっています。一方、市町村は、保護者の申請を受け、国の策定する客観的基準に基づき、保育の必要性を認定した上で給付を支給することとされています。

なお、認定区分の類型は大きく 3 つに分かれ、それぞれに利用できる施設や事業が異なります。

【認定の区分】

支給認定区分	対象	保育の必要性の有無	主な利用施設
1 号認定 (教育標準時間認定)	満 3 歳以上	必要としない	幼稚園 認定こども園
2 号認定 (保育認定)	満 3 歳以上	必要とする	保育所 認定こども園
3 号認定 (保育認定)	満 3 歳未満	必要とする	保育所 認定こども園 地域型保育事業

また、保育の必要性の認定に当たっては、(1) 保育を必要とする事由（保護者の就労・疾病など）、(2) 保育の必要量（保育標準時間、保育短時間の 2 区分）、(3) 「優先利用」への該当の有無（ひとり親家庭、生活保護世帯など）の 3 点が考慮されます。

【保育を必要とする事由】

①就労 ②妊娠・出産 ③保護者の疾病・障がい ④同居又は長期入院している親族の介護・看護 ⑤災害復旧 ⑥求職活動 ⑦就学 ⑧虐待や DV の恐れがあること ⑨育児休業取得中に、既に利用しているこどもがいて継続利用が必要であること ⑩その他、上記に類する状態として市町村が認める場合

(3) 量の見込みと提供体制の確保

子ども・子育て支援法では、市町村が計画の中で教育・保育提供区域ごとに教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」や「確保方策」を定めることとしています。本市では、市全体を1つの教育・保育提供区域とし、ニーズ調査の結果や実績等に基づいて、事業ごとに「量の見込み」及び「確保方策」を設定しました。

■令和7年度

(単位：人)		1号	2号	3号		
				0歳	1歳	2歳
①量の見込み		136	290	58	108	88
確保方策	幼稚園・認定こども園	695				
	認可保育所・認定こども園		301	75	99	120
	へき地保育所		30			
	地域型保育事業					
	②確保方策の合計	695	331	93	127	150
②-①		559	41	35	19	62

■令和8年度

(単位：人)		1号	2号	3号		
				0歳	1歳	2歳
①量の見込み		124	264	56	108	108
確保方策	幼稚園・認定こども園	555				
	認可保育所・認定こども園		301	75	99	120
	へき地保育所		30			
	地域型保育事業					
	②確保方策の合計	555	331	93	127	150
②-①		431	67	37	19	42

■令和 9 年度

(単位：人)		1 号	2 号	3 号		
				0 歳	1 歳	2 歳
①量の見込み		115	246	54	104	108
確保 方 策	幼稚園・認定こども園	555				
	認可保育所・認定こども園		301	75	99	120
	へき地保育所		30			
	地域型保育事業			18	28	30
	②確保方策の合計	555	331	93	127	150
②-①		440	85	39	23	42

■令和 10 年度

(単位：人)		1 号	2 号	3 号		
				0 歳	1 歳	2 歳
①量の見込み		108	230	52	101	103
確保 方 策	幼稚園・認定こども園	555				
	認可保育所・認定こども園		301	75	99	120
	へき地保育所		30			
	地域型保育事業			18	28	30
	②確保方策の合計	555	331	93	127	150
②-①		447	101	41	26	47

令和 11 年度

(単位：人)		1 号	2 号	3 号		
				0 歳	1 歳	2 歳
①量の見込み		113	242	51	98	101
確保 方 策	幼稚園・認定こども園	555				
	認可保育所・認定こども園		301	75	99	120
	へき地保育所		30			
	地域型保育事業			18	28	30
	②確保方策の合計	555	331	93	127	150
②-①		442	89	42	29	49

量の見込み	ニーズ調査による量の見込みは、実績を大幅に上回っていたことから、実績に基づいた量の見込みを設定することとし、過去の実績を基に算出した利用率（各区分の認定者数／各年級の児童数）を、推計児童数に乗じて算出しました。
確保方策	各年度における、市内の教育・保育施設の定員数（予定）の合計を、計画期間内の各年度の確保方策としています。市全体として幼児教育・保育のニーズは確保されていますが、今後のニーズの更なる増加や、地域間の利便性の格差等、あらゆる状況を考慮しつつ、更なる体制の充実に努めます。

4 地域子ども・子育て支援事業の見込みと提供体制の確保

地域子ども・子育て支援事業とは、市町村が地域の実情に応じ、市町村子ども・子育て支援事業計画に従って実施する事業です。提供区域は全市として、事業ごとの見込量と確保策を定め充実に図ります。

【単位】

人／年：1年あたり利用実人数

人日／年：1年あたり延べ利用者数

人日／月：1月あたり延べ利用者数

回数／年：1年あたり実施回数

(1) 利用者支援事業

こども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

◆第2期計画の量の見込みと実績の差異

(箇所数)	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度
①量の見込み	1	1	1	1	1
②実績	1	1	1	1	1
差異 (①—②)	0	0	0	0	0

◆量の見込みと確保方策

(単位：箇所数)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	1	1	1	1	1
確保方策	1	1	1	1	1

量の見込み	利用者支援事業は、こども及びその保護者等、または妊娠している方が身近な場所で、教育・保育施設や地域の子ども・子育て支援の事業を円滑に利用できることが必要なことから日常的に利用でき、かつ相談機能を有する施設や市町村の窓口などでの実施とされています。 量の見込みについては、これまでの実績に基づいて設定しています。
確保方策	本市では壱岐こどもセンターにて、妊娠・出産・子育てに関して切れ目ない支援を目指した相談窓口を開設し、事業を実施します。

(2) 地域子育て支援拠点事業(子育て支援センター)

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

◆第2期計画の量の見込みと実績の差異

(人日/月)	R 2年度	R 3年度	R 4年度	R 5年度	R 6年度
①量の見込み	1,000	1,000	1,100	1,100	1,100
②実績	350	384	409	441	452
差異(①—②)	650	616	691	659	648

(箇所数)	R 2年度	R 3年度	R 4年度	R 5年度	R 6年度
①量の見込み	3	3	4	4	4
②実績	3	3	3	3	3
差異(①—②)	0	0	1	1	1

◆量の見込みと確保方策

(単位：人日/月)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	500	600	700	700	800
箇所数	3	3	3	3	3
確保方策	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000

量の見込み	国の基準に基づくニーズ調査による量の見込みの算出では、実績と大きく乖離しているため、実績に基づいた量の見込みを設定しました。
確保方策	現在事業を実施している箇所で実施し、ニーズに対応するとともに、更に幅広く市民のニーズに対応していきます。

(3) 一時預かり事業

保育園や認定こども園、幼稚園で通常の利用時間以外に行う事業です。

幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（幼稚園型）

◆第2期計画の量の見込みと実績の差異

（人日／年）	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度
①量の見込み	30,000	30,000	30,000	26,400	26,400
②実績	28,495	28,582	25,628	24,924	23,002
差異（①―②）	1,505	1,418	4,372	1,476	3,398

（箇所数）	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度
①量の見込み	9	9	9	8	8
②実績	9	9	9	9	9
差異（①―②）	0	0	0	▲1	▲1

◆量の見込みと確保方策

（単位：人日／年）	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	25,000	25,000	24,000	24,000	23,000
箇所数	9	7	7	7	7
確保方策	25,000	25,000	24,000	24,000	23,000

量の見込み	国の基準に基づくニーズ調査による量の見込みの算出では、実績と大きく乖離しているため、実績に基づいた量の見込みを設定しました。
確保方策	既存の幼稚園及び認定こども園（幼稚園部分）で確保します。今後も継続して事業の展開を図ります。

幼稚園型以外

◆第2期計画の量の見込みと実績の差異

(人日/年)	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度
①量の見込み	3,500	3,500	3,500	3,000	3,500
②実績	409	89	53	318	354
差異(①—②)	3,091	3,411	3,447	2,682	3,146

(箇所数)	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度
①量の見込み	6	6	6	5	6
②実績	6	6	5	5	5
差異(①—②)	0	0	1	0	1

◆量の見込みと確保方策

(単位：人日/年)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	300	275	250	225	200
箇所数	5	5	5	5	5
確保方策	400	440	480	530	580

量の見込み	国の基準に基づくニーズ調査による量の見込みの算出では、実績と大きく乖離しているため、実績に基づいた量の見込みを設定しました。
確保方策	既存の実施場所にてニーズ量の確保が可能です。今後も継続して事業の展開を図ります。

(4) 妊婦健康診査

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

◆第2期計画の量の見込みと実績の差異

(回数／年)	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度
①量の見込み	2,200	2,200	2,200	2,200	2,200
②実績	1,750	1,671	1,188	1,481	1,680
差異 (①—②)	450	529	1,012	719	520

◆量の見込みと確保方策

(単位：回数／年)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	1,700	1,650	1,600	1,550	1,500
確保方策	1,700	1,650	1,600	1,550	1,500

量の見込み	近年の実績及び計画期間内における人口推計数（0歳児数）より、量の見込みを設定しました。
確保方策	母子健康手帳を交付する際に、妊婦一般健康診査受診票を併せて交付します。本市では妊婦一般健康診査14回分を公費助成しています。

(5) 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

◆第2期計画の量の見込みと実績の差異

(人／年)	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度
①量の見込み	180	180	180	180	180
②実績	156	153	111	110	120
差異 (①—②)	24	27	69	70	60

◆量の見込みと確保方策

(単位：人／年)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	120	120	120	110	110
確保方策	120	120	120	110	110

量の見込み	近年の訪問実績及び計画期間内における人口推計数（0歳児数）より、量の見込みを設定しました。
確保方策	今後も継続して全対象者の把握に努めるとともに、多様なケースに対して適切に対応ができるように庁内各課及び関係機関と連携して事業の展開を行います。

(6) 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

◆第2期計画の量の見込みと実績の差異

(人日／年)	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
①量の見込み	40	40	40	65	65
②実績	59	64	40	39	40
差異（①—②）	▲19	▲24	0	26	25

◆量の見込みと確保方策

(単位：人日／年)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	60	60	60	60	60
確保方策	60	60	60	60	60

量の見込み	近年の訪問実績に基づき、量の見込みを設定しました。
確保方策	妊産婦、新生児、乳児訪問指導（乳児家庭全戸訪問）後に養育上必要と認められる場合、養育支援訪問として数回の訪問指導を行っています。今後も継続して事業を実施します。

(7) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と、当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

◆第2期計画の量の見込みと実績の差異

（件数／年）	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度
①量の見込み	150	160	160	170	170
②実績	98	45	56	53	100
差異（①―②）	52	115	104	117	70

◆量の見込みと確保方策

（単位：人、件数／年）		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	提供会員数	110	120	120	130	130
	依頼会員数	130	140	150	150	160
	活動件数	110	120	130	150	160
確保方策		110	120	130	150	160

量の見込み	近年の実績に基づき、量の見込みを設定しました。
確保方策	近年、提供会員数、依頼会員数、活動件数ともに増加傾向にあります。本計画においても更なる増加を見込んでおり、今後も提供会員の確保や事業の周知など、ニーズに対応できるように事業の展開を図ります。

(8) 子育て短期支援事業（ショートステイ）

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業です。

本事業は、現在壱岐市では実施しておらず、計画期間における実施の予定はありません。今後は社会情勢等を勘案しながら、必要に応じて実施について検討します。

(9) 延長保育事業

保育認定を受けたこどもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等で保育を実施する事業です。

本事業は、現在吉岡市では実施しておらず、計画期間における実施の予定はありません。今後は社会情勢等を勘案しながら、必要に応じて実施について検討します。

(10) 病児・病後児保育事業

急な病気や病気からの回復期などで、集団保育が困難なこどもを一時的に医療機関等で保育を行う事業です。

◆第2期計画の量の見込みと実績の差異

(人日/年)	R 2年度	R 3年度	R 4年度	R 5年度	R 6年度
①量の見込み	350	350	350	350	350
②実績	93	112	110	220	160
差異(①—②)	257	238	240	130	190

(箇所数)	R 2年度	R 3年度	R 4年度	R 5年度	R 6年度
①量の見込み	1	1	1	1	1
②実績	1	1	1	1	1
差異(①—②)	0	0	0	0	0

◆量の見込みと確保方策

(単位：人日/年)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	250	250	250	250	250
箇所数	1	1	1	1	1
確保方策	250	250	250	250	250

量の見込み	近年の実績に基づき、量の見込みを設定しました。
確保方策	本市では市内1箇所にて事業を実施しています。現在の利用可能数でニーズ量に対応するとともに、事業全体としての利便性の向上や体制面の更なる向上などについて随時検討を行います。

(11) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

◆第2期計画の量の見込みと実績の差異

(人／年)	R 2年度	R 3年度	R 4年度	R 5年度	R 6年度
①量の見込み	259	249	242	242	236
②実績	158	168	170	181	181
差異 (①—②)	101	81	72	61	55

(箇所数)	R 2年度	R 3年度	R 4年度	R 5年度	R 6年度
①量の見込み	6	6	6	6	6
②実績	6	6	6	6	6
差異 (①—②)	0	0	0	0	0

◆量の見込みと確保方策

(単位：人／年)		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量 の 見 込 み	1年生	70	54	59	60	42
	2年生	41	45	35	39	39
	3年生	29	28	30	24	27
	4年生	16	18	17	19	16
	5年生	12	14	16	15	18
	6年生	7	8	9	12	12
	合計	175	167	166	169	154
箇所数		6	6	6	6	6
確保方策		230	230	230	230	230

量の見込み	実績に基づいた量の見込みを設定することとし、過去の実績を基に利用率（各学年の利用人数／各学年の児童数）を算出し、利用率が年々増加していくことを見込んだ上で、推計児童数に乗じて算出しました。
確保方策	推計児童数は減少していくものの、利用率は増加していく可能性があります。施設の整備や空き教室の利用等、利用ニーズに対して柔軟な検討・対応を行い、量の確保に努めます。

(12) 子育て世帯訪問支援事業

家事・子育て等に対して不安や負担を抱えている子育て家庭や妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問支援員が訪問して家庭が抱える不安や悩みを傾聴し、家事・子育て等の支援を行うことで、家庭や養育環境を整え、虐待リスクの高まり等を未然に防ぐことを目的とする事業です。

本事業は、現在壱岐市では実施しておらず、計画期間における実施の予定はありません。今後は社会情勢を勘案しながら、必要に応じて実施について検討します。

(13) 児童育成支援拠点事業

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、こどもの最善の利益の保障と健全な育成を図る事業です。

本事業は、現在壱岐市では実施しておらず、計画期間における実施の予定はありません。今後は社会情勢を勘案しながら、必要に応じて実施について検討します。

(14) 親子関係形成支援事業

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図ることを目的としています。

本事業は、現在壱岐市では実施しておらず、計画期間における実施の予定はありません。今後は社会情勢を勘案しながら、必要に応じて実施について検討します。

(15) 妊婦等包括相談支援事業

妊娠時から妊産婦等に寄り添い、出産・育児等の見通しを立てるための面談や継続的な情報発信等を行うとともに、必要な支援につなぐ伴走型相談支援の推進を図る事業です。

◆量の見込みと確保方策

(単位：面談回数 ／年)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	360	345	336	324	315
確保方策	360	345	336	324	315

量の見込み	1人あたりの相談回数を3回とし、計画年度内の0歳児推計と掛け合わせた数を量の見込みとして設定しました。
確保方策	主に母子健康手帳交付時及び乳児全戸訪問事業実施の際に、保健師との面談を行い、本事業を実施します。

(16) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な生育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できることを目的とする事業です。

◆量の見込みと確保方策

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み (1日あたりの利用 人数：人)	0歳	—	1	1	1	1
	1歳	—	2	2	2	2
	2歳	—	2	2	2	2
	合計	—	5	5	5	5
確保方策 (必要定員数：人)	0歳	—	1	1	1	1
	1歳	—	2	2	2	2
	2歳	—	2	2	2	2
	合計	—	5	5	5	5

量の見込み	未就園児全員が最大 10 時間利用した場合の 1 日の必要定員数として、量の見込みを設定しました。
確保方策	本市では、令和 8 年度より事業の実施を予定しています。国の方針や保護者からのニーズ等を踏まえ、受入れ可能施設を増やせるように各施設との協議や対策を進めます。

(17) 産後ケア事業

産後の母親のからだところのケア、授乳方法や赤ちゃんのお世話の仕方等の相談ができる事業です。

◆量の見込みと確保方策

(単位：人／年)	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み	120	115	112	108	105
確保方策	120	115	112	108	105

量の見込み	計画期間内における人口推計数（0 歳児数）に基づき、量の見込みを設定しました。
確保方策	産後ケアの支援を必要とする全ての産婦が利用できるような体制の充実に努め、必要な量を確保します。

第6章 計画の推進に向けて

1 計画の推進体制

本計画の推進にあたっては、本市の子育て・教育・保健・福祉・雇用等の様々な分野の施策や事業が相互に連携し、子ども自身の成長・自立に向け、横断的に取り組んでいく必要があります。

また、教育・医療・福祉の関係機関や企業等に広く協力を呼びかけるとともに、地域やNPO、ボランティア等による主体的な活動の促進を図る必要があります。

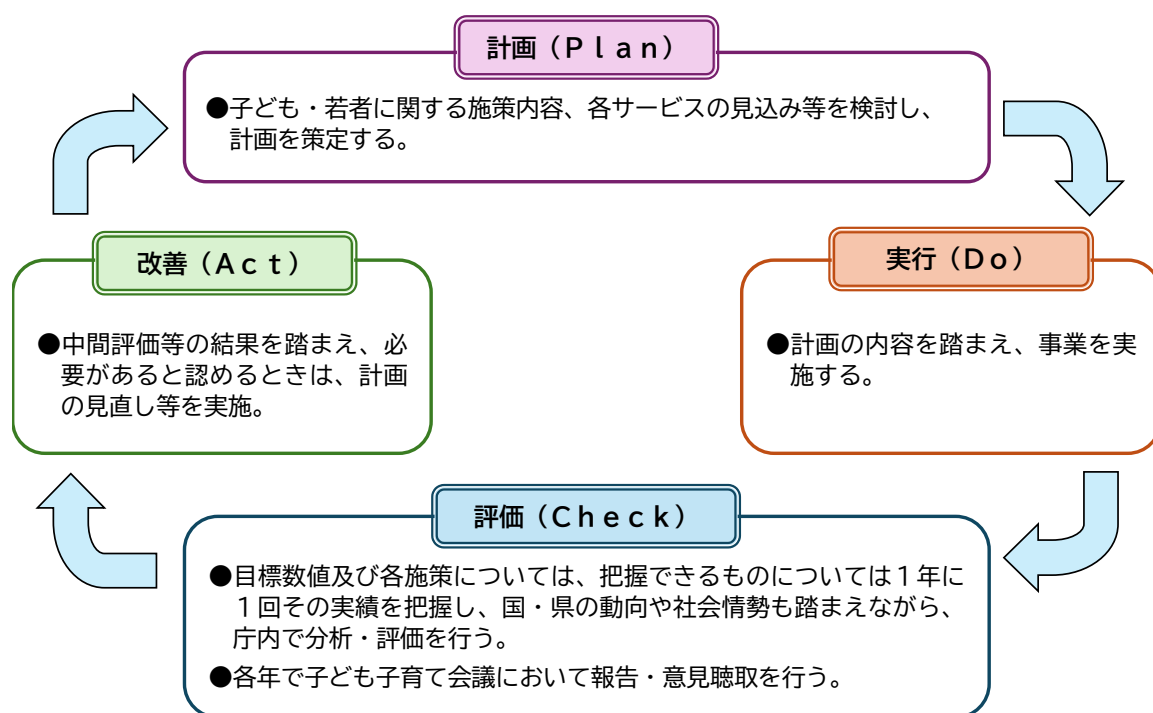
関係機関や地域等がそれぞれの役割を果たしながら、各々の連携を強化し、すべての子どもたちの育ちを支えることができるまちづくりに取り組みます。

2 計画の達成状況の点検・評価

本計画においては、「壱岐市子ども・子育て会議」において、毎年度、点検・評価を行い、計画の進行管理を行うとともに、市民の視点に立ち、委員の意見を踏まえ、施策の改善につなげていきます。

また、国の制度や社会状況等の変化によって、本計画における量の見込みに大きな変動が生じた場合には、必要に応じて見直しを行っていきます。

【PDCAサイクルのイメージ】



3 本計画における目標数値の一覧

	指標		現状 (令和5年)	目標 (令和11年)
1	こども・若者の意見を聴取するワークショップ等の開催数 (回/年)		0	3
2	認定こども園の設置数 (箇所)		1	2
3	幼児教育アドバイザーの設置数 (人)		0	3
4	こどもの居場所づくりネットワーク会員数 (人)		0	30
5	こどもの居場所づくりネットワーク会員による、新たなこどもの居場所の設置数 (箇所)		0	4
6	吉岐市は子育てがしやすいまちだと感じている市民の割合 (未就学児・就学児保護者向け調査：％)	未就学児	63.8%	80.0%
		就学児	61.5%	80.0%
7	子育てをする上で、気軽に相談できる人や相談できる場所がある保護者の割合 (未就学児・就学児保護者向け調査：％)	未就学児	84.6%	95.0%
		就学児	88.8%	95.0%
8	育児休業を取得した父親の割合 (未就学児・就学児保護者向け調査：％)	未就学児	6.4%	15.0%
9	朝食を毎日食べるこどもの割合 (子どもの生活に関するアンケート調査：％)	小5	79.9%	90.0%
		中2	81.5%	90.0%
10	ヤングケアラーについて知っている保護者の割合 (子どもの生活に関するアンケート調査：％)	小5 保護者	63.1%	80.0%
		中2 保護者	67.5%	80.0%
11	今の自分が好きだと思う若者の割合 (若者向け調査：％)		51.5%	70.0%
12	自分の将来に希望を持っている若者の割合 (若者向け調査：％)		70.8%	90.0%

資料編

1 壱岐市子ども・子育て会議設置要綱

平成25年10月1日

告示第110号

(趣旨)

第1条 この告示は、壱岐市附属機関設置条例（平成18年壱岐市条例第9号）により設置された壱岐市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(任務)

第2条 子ども・子育て会議は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第72条第1項各号に掲げる事務を処理するとともに、市が実施する児童福祉法（昭和22年法律第164号）その他の子どもに関する法律による施策について、市長又は教育委員会の諮問に応じ調査審議する。

2 子ども・子育て会議は、前項に規定する事務及び施策に関し、必要に応じ市長又は教育委員会に進言することができる。

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員20名以内で組織する。

2 子ども・子育て会議に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

(委員及び臨時委員)

第4条 委員及び臨時委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 幼稚園及び保育所の保護者代表
- (3) 幼稚園長代表及び保育所長代表
- (4) 民間保育施設代表
- (5) 幼稚園教諭代表及び保育士代表
- (6) その他市長が必要と認める者

2 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

3 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 公職にあることにより委嘱又は任命された委員は、その職を退いたときに委員の職を失うものとする。

5 委員及び臨時委員は、非常勤とする。

（委員長及び副委員長）

第5条 子ども・子育て会議に、委員長及び副委員長2名を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 子ども・子育て会議の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長が必要と認めるときは、会議に委員以外の関係者の出席を求め説明又は意見を聞くことができる。

（事務）

第7条 子ども・子育て会議の庶務は、市民部いきいろ子ども未来課、教育委員会教育総務課及び学校教育課において処理し、いきいろ子ども未来課が事務局となる。

（報酬及び費用弁償）

第8条 市は、委員及び臨時委員に対し、壱岐市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成16年壱岐市条例第35号）の定めるところにより、報酬を支給し、職務を行うための費用を弁償する。

（雑則）

第9条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、平成25年10月1日から施行する。

（壱岐市幼保連携子育て支援検討委員会要綱の廃止）

2 壱岐市幼保連携子育て支援検討委員会要綱（平成24年壱岐市告示第110号）は、廃止する。

附 則（令和5年4月1日告示第57号）

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

2 令和6年度壱岐市子ども・子育て会議委員名簿

(令和7年3月1日現在)

No.	委員	氏名
1	学識経験者	植村 英生
2	学識経験者	中上 一義
3	幼稚園保護者代表	山根 祥太
4	幼稚園保護者代表	川上 陽平
5	保育所保護者代表	法村 洋介
6	保育所保護者代表	藤田 均
7	幼稚園長代表	長嶋 竜太郎
8	幼稚園長代表	酒井 恵美
9	保育所長代表	高田 里美
10	保育所長代表	川富 りつ子
11	民間保育園代表	永田 恵里子
12	民間保育園代表	新原 孝一
13	幼稚園教諭代表	若宮 愛
14	幼稚園教諭代表	岩永 直子
15	保育士代表	永元 静
16	保育士代表	吉田 優子
17	公募委員	野口 慶子
18	高等学校長代表	戎野 和幸
19	中学校 PTA 代表	渡野 剛

壱岐市子ども計画

令和7年3月

発行：長崎県壱岐市

編集：壱岐市 市民部 いきいろ子ども未来課

〒811-5192 長崎県壱岐市郷ノ浦町本村触 562

TEL：(0920) 48-1117 FAX：(0920) 47-4400



高崎市